

令和4年度第3回静岡県森の力再生事業評価委員会

日時	日時：令和5年3月9日（木）午後1時30分～4時30分
会場	県庁西館4階第1会議室A
出席者	<p>○ 委員（敬称略・50音順）</p> <p>小南陽亮（委員長）、恒友 仁（委員長代理）、浅見佳世、井上隆夫、木村美穂、倉田明紀、豊田和子、波多野初枝、原田健一（10人）</p> <p>○ 事務局（県側出席者）</p> <p>櫻井農林水産担当部長、浅井森林・林業局長、小池森林計画課長、渥美産業政策課長 他</p>
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 令和元年度整備箇所及び平成30年度以前の整備箇所のうち経過観察・再整備箇所の下層植生回復等の状況</p> <p>(2) 森の力再生事業の適正な運用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務手続き、技術面の検討 ・その他報告事項（森の力再生事業の補助金の過払い） <p>(3) 検証・評価結果及び提言（案）の検討</p> <p>3 閉 会</p>
配布資料	<p>○ 次第、出席者名簿、座席表</p> <p>○ 配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度整備箇所及び平成30年度以前の整備箇所のうち経過観察・再整備箇所の下層植生回復等の状況 ・森の力再生事業の適正な運用の徹底 ・森の力再生事業の補助金の過払い ・検証・評価結果及び提言（案） ・森の力再生事業評価委員会提言検討のための参考資料（過去提言） ・森の力再生事業権利者向けリーフレット（人工林再生整備一般 ver）（案）
会議資料の扱い	<p>・森の力再生事業の適正な運用の徹底のうち、令和3年度森の力再生事業不適正事案の経緯（P53-65）は、個人情報等に関する情報のため非公開</p>
備考	<p>掲載可能容量を超えるため、次の資料データは掲載していません。</p> <p>閲覧を希望する場合は、お問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1のうち、P11～50 ・別添森の力再生事業権利者向けリーフレット（人工林再生整備一般 ver）（案）

日時：令和5年3月9日（木）13:30～16:30

場所：静岡県庁西館4階第1会議室A

（渥美産業政策課長）

定刻となりましたので、ただ今から、「令和4年度第3回静岡県森の力再生事業評価委員会」を開催します。

本日、司会を務めます産業政策課の渥美です。よろしくお願いいたします。

委員会の開催にあたりまして、静岡県経済産業部 櫻井農林水産担当部長から御挨拶申し上げます。

（櫻井農林水産担当部長）

ただいま御紹介に与りました、静岡県農林水産担当部長の櫻井でございます。本日は年度末の大変お忙しい中、本委員会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方に置かれましては、日頃から、本県の森林、林業行政に格別の御理解と御尽力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。本日は、今年度最後の委員会となりますけれども、議題としましては、事業実施後の下層植生の効果検証、そして、当委員会の御意見を伺いながら検討を進めて参りました、本事業の適正運用の徹底に向けた県の取組について御審議をお願いします。

あわせて、本年度の評価結果と今後に向けました提言につきましても、とりまとめをお願いしたいと考えております。

特に、適正運用の徹底につきましては、ちょうど一年前、所有者の方々の意に反した伐採によりまして、大変な御迷惑をおかけする事案が発生いたしました。県としましては、二度とこのような事案が発生しないよう、本委員会の御意見を伺いながら、真摯に再発防止策の検討を進めて参りましたので、こちらにつきましても、御審議をよろしくお願いいたしますと思います。本日は限られた時間ではございますけれども、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

（渥美産業政策課長）

それでは、議事に入ります前に、本日の委員会の成立要件について御報告します。

本日は、委員10人のうち10人の方に出席いただいております。「森の力再生事業評価委員会設置要綱」第5条第2項の規定に照らし、出席者は委員の過半数を超えていますので、本委員会は成立していることを報告します。

本評価委員会では、「同設置要綱」第2条の規定のとおり、事業の施行状況や事業の効果について、検証・評価していただくとともに、事業に関する提言の取りまとめが所掌事項となりますのでお願いいたします。

続きまして、本日の議事について、御説明します。

お手元の「次第」を御覧下さい。議事は3つございます。

議事1は、「令和元年度整備箇所及び平成30年度以前の整備箇所のうち経過観察・再整備箇所の下層植生回復等の状況」です。令和元年度に整備した箇所を中心に、森の力再生状況を調査した結果について、事務局から御報告いたします。

議事2は、「森の力再生事業の運用の徹底」です。令和3年度森の力再生事業において、所有者の意に反した伐採が行われ、補助金交付決定を取り消す事案が発生いたしました。これを踏まえまして、事務手続き及び技術面について検討した結果を、事務局から御説明しますので、御審議をお願いいたします。

議事3は、「検証・評価結果及び提言（案）の検討」です。「森の力再生事業」について、検証・評価結果及び来年度の事業実施に向けての提言について、例年のとおり、御審議いただき、取りまとめをお願いいたします。

なお、付け加えまして、本委員会の議事内容は、県で定める「情報提供の推進に関する要綱」に基づき、公開対象となっています。ただし、本日資料2のうち別紙1「令和3年度森の力再生事業不適正事案の経緯（P53-65）」につきましては、個人情報が多く記載されていることから、委員限りとさせていただきます。傍聴者及び記者の皆様への配布資料には含んでいません。非公開とすることをあらかじめ御了承願います。

それでは、議事に移ります。

今後の進行については、小南委員長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

（小南委員長）

それでは、改めましてみなさん、こんにちは。

お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

先ほどのご挨拶にもありましたように、今年度の最後ということなので、言い残したことがないように遠慮なく御意見をお願いいたします。

これまでですと、少し思い出話をしますが、本日は議事が非常に多くの時間をいただいて議論いただかないといけない内容もございますので、挨拶は手短かにさせていただきます。ぜひ活発な御議論、御検討のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事1「令和元年度整備箇所及び平成30年度以前の整備箇所のうち経過観察・再整備箇所の下層植生回復等の状況の検証」について、事務局より説明をお願いいたします。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

森林計画課の鈴木です。よろしくお願ひします。資料1を御覧ください。

「令和元年度 整備箇所及び平成30年度以前の整備箇所のうち経過観察・再整備箇所の下層植生回復等の状況」についてパワーポイントにて説明いたします。

まず、調査方法について御説明します。

下層植生の回復状況の調査は、本事業による整備効果を確認するため、全ての整備箇所で行います。また、この調査は、事業実施時に県と整備者と権利者の3者で締結する10年間の協定において実施が定められているものです。

「調査者」は、権利者及び整備者です。

「調査時期」は、整備から3年経過した年度の6月から8月に調査を実施します。

原則として、事業実施時に設定した10m四方の標準地内に5m四方の更新調査プロットを設定します。調査プロット数は、対象森林1haあたり1箇所設定し、対象森林が1ha未満の場合は1箇所、10haを超える場合は更新等状況が標準的な10箇所を設定します。

なお、更新調査プロットは群状又は列状伐採箇所に設定することとしております。

設置した調査プロットにおいて、植生が地表を覆っている割合、これを「植被率」といいますが、これを目視により調査します。

あわせて、シカ等の獣害の有無や土壌侵食の有無なども確認します。

次は、評価の方法について説明します。

「評価方法」は、権利者及び整備者が現地調査により調査プロットごとに植被率を調査します。植被率の区分は「植被率が20%を超える」ものをA、「10%を超え20%以下」をB、「10%以下」をC、とします。

なお、Aについてはさらに20%ごとに植被率を区分しております。

次は、プロット調査からの整備地の評価の方法について説明します。

各整備地の評価は、まず、全調査プロットの中で最も多かった評価を整備地の評価とし、表のとおりAが最も多い場合は「下層植生が順調に回復している」、Bの場合は「今後、下層植生の回復が見込める」、Cの場合は「現状では下層植生の回復が見込めない」とします。下の、参考例では全5箇所のプロットのうち、A評価が3箇所と最も多いことから「下層植生が順調に回復している」と評価します。

それでは調査結果を御説明します。

はじめに、令和元年度の整備箇所について説明します。

調査結果の表のとおり、評価対象145箇所のうち、「順調に回復」と評価されたのは、140箇所、全体の96.6%に相当します

「今後、回復が見込める」と評価されたものは、下の表に箇所を示しておりますが、賀茂農林、東部農林、西部農林(天竜)管内の5か所です。

5ページの一覧表ではNo.に○が記載されている箇所になります。

この箇所については、経過観察とし来年度再調査を実施します。

こちらは今回説明する箇所の位置図です。

図面の赤い点と黄色点が令和元年度の全整備箇所、145箇所です

それでは、「順調に回復している」という事例を2箇所と「今後、回復が見込める」という事例を2箇所説明いたします。

紫色の箇所はのちほど説明します、平成30年度以前に整備した箇所で経過観察箇所の4箇所です。

順調に回復している事例の1件目は人工林再生整備から東部農林管内の事例になります。

資料15ページになります。

No33 沼津市宮本の整備地は、35.87haのヒノキ人工林を対象に40%の伐採率で環境伐を実

施した箇所です。

整備前、直後の状況は左側の写真のとおりです。

3年後の状況については中央の写真のとおり、林内に光が入ることで下層植生が回復し、植被率が60～80%となっております。

全10プロット中では、植被率が20%を超えるA評価が10箇所と最も多い評価でありましたので、整備地の評価としましては「下層植生が順調に回復している」と評価しました。順調に回復している事例の2件目は志太榛原農林管内において、竹林・広葉樹林等再生整備を実施した箇所になります。

資料25ページになります。

No116 島田市切山の整備地は、広葉樹への樹種転換のための竹林皆伐を実施しました。

整備前と整備直後の状況は左側の写真の通りです。

整備前は荒廃した竹林で、下層植生が消滅していましたが、竹林の皆伐をしたところ樹種転換が進み、3年後の本年度の6月に実施した調査の結果は、中央写真のとおり植被率が80%以上となりました。

評価プロットは3か所で、全てA評価でありましたので、整備地の評価としましては、「下層植生が順調に回復している」と評価しました。

つづきまして、今後回復が見込めるという箇所です。

賀茂農林管内の整備箇所です。資料35ページになります。

No15 賀茂郡西伊豆町宇久須の整備地は、1.76haのスギ・ヒノキ人工林を対象に、40%の伐採率で環境伐と、広葉樹林を対象に整理伐を実施した箇所です。

本年度に実施した調査の結果、全3プロット中、植被率が10～20%のB評価が2箇所、20%を超えるA評価が1箇所という調査結果であり、最も多い評価はBでした。

本整備箇所は、シカ等の獣害、土壌侵食が下層植生の回復が遅れた要因の一部として考えられます。

B評価が多い状況ですが、下層植生の回復が見られる箇所もあることから、整備の評価としましては、「今後回復が見込める」と判断し、「経過観察」してまいります。

来年度に再調査を実施します。

つづきまして、今後回復が見込める箇所の2つ目です。

天竜農林管内の整備箇所です。資料43ページになります。

No138 浜松市天竜区水窪町地頭方の整備地は、5.88haのスギ・ヒノキ人工林を対象に、45%の伐採率で環境伐を実施した箇所です。

本年度に実施した調査の結果、全6プロット中、植被率が10%以下のC評価が1箇所、10～20%のB評価が5箇所という調査結果であり、最も多い評価はBでした。

本整備箇所は、シカ等の獣害、標高、土壌侵食が下層植生の回復が遅れた要因の一部として考えられます。

調査プロット全てでB評価以下ですが、プロット内で広葉樹の発生も見られることから、整備の評価としましては、「今後回復が見込める」と判断し、「経過観察」してまいります。

来年度に再調査を実施します。

つぎに、平成30年度以前の整備箇所の再調査結果について説明します。

資料1の裏面、2ページを御覧ください。2(1)の表のとおり対象箇所は4か所で、これらは令和2年度及び3年度の評価で「今後、回復が見込める」とし、「経過観察」としていた箇所です。

整備後4年目、5年目となる本年度、再調査をしたところ、4箇所とも「下層植生が順調に回復している」という調査結果となりました。

それでは、下層植生が順調に回復しているNo146 富士宮市について説明します。

資料47ページになります。

No146 富士宮市猪之頭の整備箇所です。

本整備地は、平成 29 年度に 1.23ha のスギ人工林を対象に、35%の伐採率で環境伐を実施した箇所です。

3 年経過時の令和 2 度に植生の回復状況を調査したところ、本整備箇所は標高が 800～1,000mと高いため、植生の回復が遅れており、B 評価が 1 箇所であったことから、経過観察とし、令和 3 年度に再調査を行いました。

再調査の結果、プロットの外では緩やかな下層植生の回復がみられましたが、調査プロットでは、真ん中の黄色の写真のように植被率が 10～20%と前年と変化がなく、評価は B でありました。

そのため、昨年同様、下層植生の回復が見込めると評価し、経過観察を継続して、今年度も再調査を実施しました。

今年度の再調査の結果、右側の緑の範囲の写真のように、下層植生が回復し、本年度の評価ではプロットが 20%以上の A 評価となり、整備地の評価として、「下層植生が順調に回復している」と判断するに至りました。

調査結果のまとめです。

令和元年度整備の 145 箇所については、140 箇所を下層植生が順調に回復、残る 5 箇所は経過観察とし来年度再調査を実施します。

また、平成 30 年度整備の経過観察としていた 4 箇所について、全ての箇所で下層植生は順調に回復したので、今回をもって経過観察を終了することとします。

これにより、平成 18 年度から令和元年度まで実施した全箇所、2,192 箇所での経過観察箇所は 5 箇所となります。

以上、報告を終わります。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御質問御意見等ありましたらよろしくお願いします。

(檜本委員)

ちょっと教えていただきたいんですけども。令和元年度で B 判定というか、今後回復が見込めるというのは、継続して調査をするということですね。

そうなった要因として、シカの被害などいくつか挙げられてたと思うんですけど、特に対策はしないでそのまま経過を見ていくということなんでしょうか。

要因がこんなところにあるんだろうと言うけど、要因は排除しないで、そのまま見ていきましようというのがこれまでもだし、今後もそういうことでよろしいでしょうか。

(小南委員長)

事務局の方、お願いします。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

はい。No.138 地頭方ですが、食害、標高、土壌浸食でということでしたが、プロット内で広葉樹の発生も見られていたということで、今後回復が見込めるとということで、このまま経過を観察して行く形となります。

(小南委員長)

今の御質問は、経過観察するだけで特にいろいろな要因を取り除くようなことは行わないのかという御質問だったかなと思います。

(西部農林事務所天竜農林局)

西部農林事務所天竜農林局の宮田と申します。

水窪町地頭方の案件ですが、シカの被害もあります、一番の理由は標高が高いので回復が遅いのではないかと考えています。

整備した周りのところには、広葉樹林があるので、種子が飛んできて、徐々に回復するのではないかと考えております。

ですから、来年度も継続して調査を行いたいと思います。

(檜本委員)

状況はわかりました。

関連してもう一つお伺いしたいんですけど、これまでにたくさんの場所でやられてると思うんですが、結構長くシカの問題はあると思うんですけども、この整備箇所じゃなくても、シカの害で下層植生がないというところは多くあると思います。

今回、この事業でやったところは、今おっしゃられた話を聞いて、特に対策しなくても、待ってれば何とか回復してくるんだろうということかなと私は理解したんですけど、それでよろしいでしょうか。

私はなかなか、場所によっては難しいところもあるんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

被害の状況を見て、森の力再生事業の中でも、獣害防護柵の設置ができますので、状況を判断して、整備者の方から申請をいただくという形になるかと思っています。

(小南委員長)

よろしいでしょうか。

(檜本委員)

はい。

(浅見委員)

常葉の浅見です。お世話になります。

実は今日少しだけ遅くなって、最後に到着したんですが、朝、事業箇所見てきました。令和元年度の現場で、見てきたのが新聞というところなんです。3日ほど前には、ちょうど松崎町のボランティアで柵田の方に行っていましたので、そこで池代の事業地を見てきました。正直申し上げまして、今の回答では私は納得しないかなというふうに考えております。

まず、高標高地だから回復しないというのは、これは生態学的にあり得ない話です。

これ、この委員会で何度も申し上げてました。800m以下ですと照葉樹林、800m以上だと静岡県の場合、ブナ林の構成種がそれなりに生育していますので、高標高地だから全部ずっと出てこないということはありませんね。

猪之頭のところは770mで照葉樹林帯のところですので、そういう意味でも、高標高地だからというのは、これは答えにはならないというのをちょっと認識していただきたいというのが一点。

それから、視察してきた箇所についてですが、今日の資料のうち、A判定の場所が多かった箇所よりも、池代や新聞など、20から40%というギリギリの評価が多いところを選んでいただきました。

どうしてこういうものを選んでいただいたかという、私、植生調査が専門なんですけど、どう考えても私が見る植生率の感覚と、こちらで上がってくる、写真から見る植生率があまりにも乖離しすぎてると感じるからです。そもそも植生率は素人やあまり慣れてないと

判断が難しいので若干の誤差、若干というのはあまりに大きいですけど、誤差があるのはしょうがないかなと思ってました。

しかし、先日、河川審議会の打ち合わせがありまして、昨年の台風でいろいろと被害があり、水害は毎年のことなんですけど、例年にない被害として、山から土砂がたくさん流れてきた。それが道路に流れ着いたり、いろいろ街中に入ったりする土砂の流出量が多かったのが、今回あまりにいつもと違うことで、それに本当に困ってしまったとおっしゃってたんです。

そうなることややはりこの森の力で荒廃したところをしっかりと止めるということがやはり重要じゃないか。

このように考えると、植被率、下層植生が回復しましたね、若干の誤差があってもいいかな、で、黙ってたらまずいかなと思いました。

だから、視察に行ったのは、この評価が悪いじゃんといういちゃもんつけるためじゃなくて、回復してないところは回復してないと、しっかりと認識を持って回復させるための努力をしていくべきかなというふう
に思います。

ただ私が適当にあの写真だけ見て、回復してないんじゃないかなといちゃもんつけるようなことがあってはいけないので、挙げていただいた箇所のうち、なんとか2箇所回ってきました。

まず見ましたのは、A3の5ページの表のNo.4の池代というところ。

ここを狙い撃ちしたわけではなく、たまたま私が用事で来てたところの一番近所がここであつたというだけのことなんですけど、ここ20~40%が8箇所、60~80%が2箇所のAということなんですけど、行ってみると、明らかに植被率が低いです。

ヒノキの植林でしかほとんど回復してないという状況が広がっているわけですね。

GISでいただいたシェープファイルを持っていたので場所に間違いはないはずなんですけど、学生を3人連れて行きまして、どのぐらいの植被率だと思うか一斉に答えてもらったところ、10%以下だと答えるんですね。

5m×5mの枠を区切ってしまうと、どうしても25%とか言ってしまうことがあるんです。私なんかですと、森林の調査のときは最低でも10m×10mの植被率をやっていくんですが、どう見ても、全体見たときには10%以下じゃないかというのが広がっていた。

次に行ったところが、7ページの79番です。やはり20から40%が6箇所、ただ、BもCもちょっとあるというところなんですけど、ここも、上の方で一部、池代もそうですが、シダがワッと広がってるところは確かにあって、伐開したところなんか特にシダが一面に覆っているんですけど、広葉樹それも高木の広葉樹が出てきてるわけじゃないんです。

今日いただいた資料の写真のところにもいろいろ種名が載ってますけどほとんど出てきてるのは、シキミやイズセンリョウ、どちらもシカの嗜好性の植物、シカが食べない植物で、いずれも低木なんです。それとアリドオシというやはりシカが食べない低木、30cmぐらいのものが生えてるような状況なんです。

今日行ってるところで見てみますと、ネズミモチのようにシカが食べるものは本当に全部食べられてしまって、少なくとも高木に育つようなものは全く見られないような状況なんです。

そう思うと森の力で混交林を目指すというのであれば、やはり檜本委員がおっしゃったようにシカ対策はもうこれは、必須かなと。そうでなければ間伐するときに林内にある低木あるいは高木性の低木をしっかりと残す、シカの頭の届かないところの木を残すことが重要かなと思います。今日行ったときに思ったんですけど、横の、事業地じゃないところには低木が入ってるんです。ツブラジイだとか、スダジイだとかあるいはツクバネガシだとかで、3mぐらいになってる木はやっぱりそれなりに育ってるんですね。

ところが、事業地内はおそらくそれを切ってしまうと、萌芽はしてくるけどそれを出てき

たものをシカが食べてしまうものですから高木性のものが全く育ってない。
ということは、やはり3mぐらいの木をしっかりと残す、あるいは出てきたものをしっかりとソダのようなもので組んで覆ってシカが入りにくいようにするとか、何らかの形で残していかない限り、ここで狙っている

複層林にはならないし、下層植生といっても、せいぜいシダがあるか、あるいは写真で見る限り、苔が生えて緑色に見えるかなというのが現状じゃないかなと思いますね。

全てが全て、Aのところがおかしいとは言いませんが、やはり5m×5mという小さいプロットであったり、あまり植生調査に慣れてない方がやっていたり、どうしてもいいところを取ってしまったということがあるので、提案としましては、例えば研修会のようなもの、このぐらいが10%ですとか、あるいはこのぐらいのシカの届かないところで複層林にしたいので、このぐらいの木を残してねとか、そういう研修会だとかをしっかりとやっていくことが必要かなと思います。

そして、私なんかこういう場と言うまでもなく、現場の方々というのはよく御存知で、昨日も賀茂農林の方とお話してきたんですが、十分に御存知で、若い方なんか多様性について調べたり、あるいは研修会で発表したりされておりますので、そういう若手だとかプロを交えた現場の方の勉強会だとかを行い、しっかりと県土を守っていくという意識でやっていただきたいというのが私からの意見と提案です。

(小南委員長)

はい、よろしいでしょうか。

ただいまかなり貴重な御意見いただいたのかなと思いますが、事務局の方、いかがでしょうか。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

御意見ありがとうございます。

こちらの方でも、それぞれの整備者、個人で植被率については、それぞれ基準がバラバラかと思っておりますので、県の方で企画をして、研修会のようなものを行っていききたいなと思います。

ありがとうございます。

(小南委員長)

という回答なんですけども。

(浅見委員)

ぜひ、それから若手の方しっかりといろんな発表会とかもされてるようなので、ぜひ賀茂農林の方とか頑張っていましたので。

それからシカ対策は、しっかりとやっていただきたい。どんな形でも母樹を残す、あるいは囲むのも柵ではなくソダを置くだけでもシカが入りにくくなる、そういう知恵とかも現場の方お持ちだと思うので、やはりシカ対策はしっかりとっていただきたいなと思います。

(小南委員長)

シカでなかなか植被率が回復しないという事例も、正確な数値は見えてませんが、ずっとこの事業に関わってきて、増えこそすれ、減りはしないなという感触は持ってるんですが、今後のシカ対策について、何かしら方向性、方針みたいなのがありましたら事務局の方からお願いします。

(小池森林計画課長)

はい、森林計画課長の小池です。本日はよろしくお願ひいたします。
この委員会の中でも、何度かシカ対策に関して議論になっていると認識してございます。
それから、浅見委員の意見を踏まえまして、この後、御議論いただく所有者の意に反した
という部分も含めて、やはり事業の趣旨を整備者の皆さん、それから所有者の皆さんへと
正しく伝えて、御理解いただくかというところが一つ大事なものだというふうに考えてご
ざいます。その中で当然対策として必要なシカ対策、これについてはしっかり位置付けて
いくようにしたいと考えてございます。
現行制度の中でも、事業の対象となってございますので、そのあたりを有効に活用して、
現地の状況に即した手法で針広混交林化を目指していく、この辺りをしっかりやっていき
たいと思っております。
以上です。

(浅見委員)

ちょっとだけ言い訳をさせていただきます。
別に私が専門家だから植被率が少ないと思ったんじゃないで、昨日たまたま森林審議会の
部会で下田の方に行きまして、ちょうど池代と同じような林床だと思って見てたら、部会
長さんが、ずいぶんと林床が荒れてて、土壌表土が流れているようだけどこれは何とか止
めなくていいのかというふうにおっしゃいました。やっぱり一般感覚として、かなり悲
惨な状況だなと思うのがAに上がっているんだなとその時思った次第です。
ですのでやはり対策です。

(小南委員長)

シカもそうですけれども、今回土壌侵食の影響が大きいというところも、二つ三つあっ
たと思いますけれども、土壌浸食の発生はシカと同じぐらい、結構大きなものでして、た
だいまお話もありましたですね、土壌浸食が結構ありますと下層植生の回復も見込めない
というのがありますし、土壌が流れるといろんな点で問題を引き起こしますので、今まで
ちょっとシカのことだけクローズアップされましたが、今回、土壌侵食という表現が結構
な場所で見られますので、土壌浸食についても評価、対策等、お考えいただくかなくては
いけないのかなというふうに思ってますけども、いかがでしょう。
何か事務局の方からありますでしょうか。

(森林計画課深江技監)

森林計画課の深江でございます。土壌浸食につきまして、やはり表土の動きが止まらな
いと、そこに下層植生が入ってこないという認識がございまして。
伐採にあたりましては、伐採後の木を、等高線に並列に並べたりだとか、伐採前から浸食
が激しく見られる箇所につきましては、伐採木を使った簡易的な柵を作り、浸食を止める
手当もしているところでございます。先ほど浅見委員からもお話があったんですけども、
例えば伐った木の枝葉であったりとか、そういったものも、表面をある程度覆うように設
置することで、浸食の方は止められると思っておりますので、そういったことはしっかりと、引
き続き実施をしていきたいと思っております。

(小南委員長)

よろしいですか。今御説明いただいたようなことは、これまでの説明もあったと思いま
すし、もう前からやられていたことではないのかなというふうに思うんですけど、今回結
構土壌侵食の影響も大きいことかなって思う方が多いもんですから、
そういった対策をしたにも関わらず発生したという事例があるということになります。

(森林計画課深江技監)

そうですね。個々の事案の増減、昨年度までと比べて土壌浸食の影響の要因が多くなったかどうかというところは、すいません、しっかりと把握できていませんでした。今一度、各箇所状況について確認をさせていただいて、これまでの事業の実施の中で、やってきた効果が出ていないのであればしっかりとそこを改善していきたいと思います。

(小南委員長)

この事業も長く続いておりました、始めた頃と比べてやっぱりその気象条件、雨の量とか集中豪雨的なものの頻度とかもひょっとしたら変わってきてるところもあるのかもしれませんが、土壌侵食はやっぱり多発すると非常に大きな問題になりますのでちょっと注視していただきたいなというふうに思っております。

浅見委員、何か追加で更にありますでしょうかよろしいですか。

さらに、十分注意して検討していただくと。あと植被率については、いろいろ新しい手法とかも出てますので昔ながらの、目視で評価する手法というのは、実は難しいところもあることはあります。あと、どこの場所で、やり方というようなもの、一つの林分で100箇所とかやればいいんですけども、数箇所程度選ぶということになると、サンプリングと言いますが、そういった問題も発生します。

ですから、なかなか難しいところがあるんですけども、いろんな新しい手法も、研究されてきてますので、そういったことも、いろいろ調べていただいて、誰がやっても大体同じような評価ができるというような工夫も御検討いただければなというふうに思います。

はい。それでは他に御意見、何かございますでしょうか。

(檜本委員)

このA3の資料で、右の方には下層植生の発生遅れに影響を与えている要因の有無というところで四つぐらい、今お話あったシカ害だとか土壌浸食とかって一番右に光環境ってのが書いてあると思うんですけども、これも、例年こんなものなのかというのをちょっと伺いたいです。

実際の事業としては伐採して光環境を改善するところを目的としてると思うんですけど、この3年ぐらいで、この丸がついてるところというのは、調査の仕方にもよるんですけども、もうだいぶ暗いんじゃないのという理解でしょうか。

(森林計画課鈴木森の力再班長)

例年と比べて光環境が今年どうかというところを見逃しておりましたので、再度確認をさせていただきたいと思います。

(小南委員長)

そういった状況把握は、なるべく正確にさせていただいて、この委員会でも具体的にお示しいただくようお願いいたします。

それではいかがでしょうか。

(倉田委員)

倉田です。

先ほど、平成18年から2,192箇所調査して、うち5箇所が継続調査という話があったんですけど、2,192箇所はかなりのデータ量だと思います。

いろいろなものの評価基準、他の委員もおっしゃったように、プロット範囲の違いや回復値の見方だとか、担当者レベルで違ってしまっているのではと、ちょっと私は素人なのでわからないんですけど、専門の方々や事務局の話聞いて思ってます。そうしますと、

森のカパンフレットもこれはもうそもそもの話で、整備後 10 年間、適正な森林管理をすると。仮に今年、補助を受けたところは、10 年後までずっと経過観察するという話になりますと、整備箇所は 2,100 箇所から今後また 10 年間で増えていく可能性もあるわけで、ある程度データベース化して、情報を共有するなり、小南先生がおっしゃったように、中間地点でどうだとかっていう様子も、ライブとは言いませんけれども、ほぼ時間がない状況で把握ができるように、今の時代コンピューターという文明の利器もありますので、システム化して、いろいろな方々が移動されたりとか、担当が変わられたり退職されたりとか、あるいはその物差しとかその評価のところも、どういう状態が回復というのかというもののベースになる部分を専門家の先生方とお話をされて、そこに至ってないものは自動的にコンピューターが弾くというようなぐらいのイメージのものをもうそろそろ作られたらどうかというのと、あとやはりまだこういういろいろな資料がエクセルか何かわからないんですけど、そういったもので作られてること自体がちょっと時代錯誤かなと思いますので少なくとも、実際にやられる事業者さんと、各農林事務所の窓口、こちらの事務局、我々みたいな評価委員とか、県知事さんの専門の先生方と、全ての情報を見える化するというか、共有化すると。それも事後報告ではなく、ほぼ時間差がない状態で状況を把握するというシステムを構築されてもいいんじゃないかなというような事業規模だと思うんです。

ですのでそれはちょっとぜひ早めにやられて、せつかく今、先ほど浅見先生から、GIS という、私も最近知ったんですけども、そういった情報もすごく素晴らしいというか、あまり知られてませんが、専門の方々には非常に役立つデータベースができてますので、同じ県の中ですから、そういった情報とうまくリンクさせて、もうちょっと IT 化を図るということをちょっと意見としてちょっと申し上げておきたいと思います。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。いかかでしょう。
私も今の御意見、お願いしたいと思うような御意見なんですがいかがでしょうか。

(森林計画課深江技監)

ありがとうございます。そうですね、いろいろと IT 化が進む中で、様々なやり方があるとは思いますが、遅れている部分はあると思っています。
今も確かにエクセルシートでデータのやりとり等をやっているところですし、そのエクセルシートについては、できる限りリンクを貼るといった作業手間が減るような工夫はしていますけれども、完全なシステムチックに誰もが見れるという状況にはなっていない状況です。
ただやれるところからやってはいく考えではありますけれども、整備状況であったりとかっていうところは、先ほどちょっとお話にもありましたところなんですけど GIS 上で今、県の森林 GIS 上でもどこを整備しましたとか、どういう整備をしましょうという情報を発信をさせていただいてます。ただ、それが皆様のところにしっかり届いてないというところは大きな問題だという認識はございますのでそういったところの広報も含めて、事業としては残りあと 3 年というところはひと区切りだもんですからどこまでやれるかというところはございますけれども検討していきたいと思っています。

(小南委員長)

はい、ぜひよろしくお願いしたいと思いますけども、何か倉田委員何か追加で結果でご意見ありますか。

(倉田委員)

はい。こういう状況の判断をデータベース化する、残り3年とおっしゃいましたけども先ほど申し上げたように今後10年は経過観察するわけですから、3年で終わりではないと思いますので、その辺しっかりですね、ある意味巨額の費用を、県の税金という県民から共通したものを使ってやられてるってことは、それなりの成果物をやっぱり示さないといけないと思いますので、少なくともやはりこの平成18年まで遡れとは言いませんが、ここ10年ぐらい過去まで遡ったくらいの、やはりあの先ほど気候の変化もあるということでその道中、今日進捗の関係とか、気候の変化だとか、そういったものを、この平成18年まで逆に遡れば、そういったことも将来的な気候の変動ですとか、いろんなことに絡めてのこの事業の意味というのが、そういうデータベース化をすることで、未来というか将来、役立つものになるんじゃないのかなというふうにちょっと思ったものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

(小南委員長)

はい、ぜひよろしくお願ひします。多数の箇所やっておりますので1箇所1箇所はかなり綿密なデータを取るといのがなかなか労力的、あるいは予算的に難しいのかもしれませんが、先ほど私も言いましたが、いろいろ技術が進歩をしております、かなり広域的に細かいスケールでこういう小さいものまで把握するという技術も進んでおります。例えば航空写真では森林は下の方は見えないとかありますけども、いろいろかなりできるようになってきてますので、そういったところもぜひ勉強いただいて、ぜひ活用いただくというような、衛星データの活用ですとか、あるいは国土地理院が定期的に航空写真に日本で取っていますけどあれも結構便利に活用できますので、そういったものを活用するとか、やった箇所を広域的に、総なめにして把握するというような方法もあると思いますので、ぜひこれを検討いただいて、長くこういう効果をチェックしてくるような仕組みを、残り3年ということでもありますけど3年かけて作り上げていくぐらいの、そういったことで取り組みをお願ひできればなというふうに思います。

はい。では他に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、下層植生の回復が見込めるとしたいろいろ御意見ありましたけども5箇所については、こういったモニタリング非常に重要ですので継続観察としていただくとともに、今回きちっと評価の方法、効果があったかどうかの評価方法についてかなりいろいろな御意見をいただきましたので、そういったものも含めて、今後必要に応じて対応をお願ひしたいと思います。

それでは次の議事に移ります。次は続いて議事2 森の力再生事業の適正な運用の徹底について、事務局より説明をお願ひします。

(森林計画課深江技監)

はい、森林計画課の深江でございます。

それでは議事の2番目森の力再生事業の適正な運用の徹底について説明をいたします。資料は51ページ、資料2をお開きください。

令和3年度の森の力再生事業におきまして、所有者の意に反した伐採が行われて、補助金交付決定を取り消す事案が発生をいたしました。この件に関しましては、臨時会また第1回評価委員会等で御報告をさせていただいておりますけれども、改めまして、少し経緯を御報告させていただき、提案を受けて事務手続きおよび技術面について再発防止策等を検討いたしましたので御報告させていただきます。

まず1番の事案の経緯でございます。

今回、伐採が行われました森林につきましては、当初令和2年度に整備を行う計画でございました。当該森林につきましては、お二人の方の共有林でございますけれども、一人の

方を権利者として申請が行われてきたところでございます。

規定では前年度の森の力再生事業の補助金交付の申請にあたりましては、森林組合の方から、所有者Aさん、今回資料では所有者Aさんとさせていただいてますけれども、所有者Aさんお1人で申請をしたいという申し出が県にございました。県は、その申し出を受けまして、実質的にその森林を管理されているのがAさんなので、Aさんのみで申請は大丈夫ですということをお答えしております。

ただ、所有者Bさん、共有者の方ですね、その方が事業実施することを知らないのはよくないので、管理範囲を分けてる書類を作成して、お2人の記名と押印をもらうように森林組合に依頼をしたところでございます。

その依頼を受けまして、森林組合は所有者AさんBさんから、管理範囲を分けている書類を記名押印してもらって、農林事務所へ補助金交付申請書と共に提出をされています。

農林事務所としましては、これらの書類がございましたので、所有者AさんBさんお2人は、それぞれ事業に納得して、所有者Aさんのみを権利者として事業を進めると理解をしたところございました。

しかしながら、本事案に関する経緯を調べてきた中では、所有者の2人に対して、しっかりと先ほどの管理範囲を分ける書類、それが後から森の力再生事業の必要書類だということが、説明をされていなかったこともございまして、しっかりと伝わってなかったというところが判明しているところでございます。

令和2年度につきましては、当初今回の事案が発生した森林についても作業範囲ではございましたけれども、森林組合の都合等もございまして、作業は取りやめとなりました。令和3年度に入りまして、今回の事案の当該森林とそれ以外の森林も含めまして、もう一度申請が提出をされることところでございます。

申請の提出にあたりましては、森林組合から農林事務所が依頼を受けまして、現場を見に行っております。

そしてその際に、農林事務所から、現地の状況を踏まえまして、広葉樹を増やしたいのであれば、幅広く伐採をして、光がしっかりと当たるようにすることで、針広混交林化に向けた整備ができるということと、あとシカの食害を防ぐために防護柵を設置するという、提案を森林組合にしたところでございます。

森林組合は、農林事務所の提案を踏まえまして、15m幅での伐採を計画いたしまして、令和3年度もそうなんですけれども、所有者Aさんとの連名で農林事務所に、補助金の交付申請を行っております。

ただこちらの点、3年度につきましても、経緯を調べていった中で、しっかりと15m幅で伐採をするということが森林所有者の方々に伝わっていなかったというところが明らかになっています。

令和3年度の伐採が、補助金の交付決定をされまして、その後伐採が進んでいくんですけども、年が明けて、今回の事案の対処、当該森林の伐採が終わったことを森林組合が所有者Aさんに状況を説明した際に、所有者Aさんの意に沿った伐採方法ではなかったということが判明いたしました。

その後、森林組合、所有者と協議を進めてまいりまして、3月に森林組合と所有者Aさん両名から、補助金の交付申請の廃止届が提出され、県はそれを受けまして、交付の取り消しをしたところでございます。

少し時間の都合もございまして、だいぶ省略した形になりますけれども、事案の経緯については以上とします。

(小南委員長)

はい。

事務局の方から経緯を説明していただきました。それに対して、こっから少し私の方で説

明させていただきます。67 ページの別紙 2 を御覧いただき、この評価委員会が出た意見ということで委員の皆様は御存知のことですが、少しおさらいしておきますと、こういったことを受けて、この別紙に書かれてるような意見がこの委員会が出されました。それでこれから、権利者の特定、それから整備内容の説明、これをしっかりしていただくということです。

きちっと伐採幅など、図などを使ってわかりやすく説明した方がいいのではないかと。

そういったような御意見も出ました。それから、その他、県と事業者、運用面で実施効果を高めること、それが大切なので、再発防止策をしっかりと共有していただきたいと、そういったような、ここに書かれてるような御意見が出ました。

特に技術面、伐採幅が問題になるんですけども、それに関して技術面の検討ということで、別紙 3 になりますが、技術面を検討する部会を設けまして、浅見委員、檜本委員、それから私がこの委員の中では 3 名が部会のメンバーとなりまして、御覧のように 4 回に渡り検討を行いました。

その結果を、今年度最後の委員会でありますのでおさらいするとともに、まとめておきますと、まずこれまでの基準ですね、針広混交林化を図る観点から見ても、あるいは災害リスクの観点から見ても概ね妥当な基準であろうというような検討結果ということになります。

伐採の幅ですけれど、先ほどの御意見にもありましたけど、あまり少なく伐つても、すぐ暗くなってしまいますので、それではあんまり意味がない。

下層植生の回復という意味では、伐採した後すぐ暗くなってしまったのでは効果はありませんので、最低でも 5 m は下限値として必要です。

上限値としては、これらはケースバイケースで、一律にというわけにもいきませんが、場合によっては樹高の 2 倍以上の伐採をした方が、それぐらいやらないとちょっと効果も見込めないというようなケースもありますし、いろんなケースがあります。また、獣害が発生する状況によっても、どれぐらいが適切かというのが変わってきますので、この辺は一律に決められないんですが、

概ね 2 倍未満としつつも、柔軟に、2 倍以上の伐採、少し大きくするような伐採もできるようにするというそういった重要な対応が判断としては必要になってくるだろう。

さらには先ほどの議題でも問題になりましたけれど、獣害対策、それから植生の回復状況、入ってきた広葉樹の成長状況というのをしっかりとモニタリングしていくということも、運用面で非常に大切だというような、共通する見解というふうになりました。伐採率については現行の基準、必要最低限伐採の空間的な幅もそうですけれども、伐採率に関してもやはり最低 40% 程度伐らないと、針広混交林化あるいは下層植生の回復を期待するという意味では、これぐらい伐らないと、先ほどと繰り返しになりますけど、すぐ暗くなってしまいますので、残った木の枝が張り出して暗くなってしまいますので、これぐらい伐採率は最低限必要であるというところは異論はないところであります。

それから裏面に回っていただきまして、災害リスクの観点から、大きく伐ると防災上問題ではないかということなんですが、これは専門家の御意見もいただいて、基本的にはこういった目的での伐採、例えば 40% を伐る、あるいはもうちょっと大きく伐るという程度では、災害が発生する可能性は低いだろうということです。

よほどの急傾斜地や崩壊しやすい地形といったところは十分配慮する必要があるのはもちろんですが、通常のところでは、そういった点では大きな災害リスクはそんなに大きくないだろうという、そういった判断となっております。

最後に、部会から事業の実施にあたっての、主に技術面での提案としては、繰り返しになりますが樹高の 2 倍以上の伐採もできるような柔軟な対応をする。要するに現場の様子をきちっと見て、どれぐらいできるかというのをしっかりと決めてほしいということです。

それから先ほどの防災面も気をつけなきゃいけない場所というのはもちろんあります。

それからシカ害が既に発生しているところでは、何らかの対策をしながらやるということが必要になってきますので、そういった防災面や獣害対策に配慮しながら行うということです。

それから、何らかの理由によってあまり伐採率を高くしないという場合は、追加伐採が必要になるという可能性があります。

前半の議論で、なかなか下層植生が回復しないというようなこともあって、追加の伐採が必要になるというケースもありうるということを踏まえまして、整備計画の中で、なかなか下層植生の回復が芳しくない場合どうするのかというような、整備の意図を明確に示すということが求められるのではないかと思います。なかなか追加伐採をこの事業で行うというのはそう簡単ではないようですが、ただ針広混交林化が遅れているという場所については、何らかの手段で追加伐採を実施することが、最終的に針広混交林に持っていくのに何十年、あるいは場所によって100年近くかかるようなそういった話でありますので、何らかの手段で思うようにいかないところは、追加の何らかの整備を行うというようなことも今後の検討としては必要ではないかという、そういったようなことを部会の技術面での検討としては、県にお伝えいたしました。

以上が部会の検討結果の報告です。

部会の報告ということで、私の方から説明いたしました。森林計画課の方から続きの説明がありましたらお願いいたします。

（森林計画課深江技監）

はい。ありがとうございます。それではすいません。

資料の51ページへお戻りいただいてもよろしいでしょうか。

ただいま小南委員長から、評価委員会と部会の報告をしていただきました。

これがですね、51ページの2番になります。

この後、3番の県の対応について御説明をさせていただきます。

県の対応といたしましては、この事案を受けて大きく二つの検討をしてみました。

一つ目が（1）の事務手続きの検討でございます。

二つ目が（2）の技術面の検討となります。

まず事務手続きの検討の方から説明をさせていただきます。資料71ページをお願いいたします。

経緯を取りまとめ、その原因と分析をしてみました。その中で、今回の事案の問題点については、森林組合が権利者の権利関係の委任状況を十分に確認できていなかったこと、あと整備内容について、整備書と権利者が十分に合意できていなかったことこれらが大きな問題点であったと考えています。

それを踏まえまして2番の問題点に対する再発防止策の部分でございますけれども、まず権利者の特定に関する点でございます。

財産である立木を伐採するにも関わらず、実質的な管理者の方のみを権利者とみなして、共有者の了解を得ていなかったところが大きな問題と考えています。

経緯のところでも少しお話をさせていただきましたけれども、管理の範囲は、管理の範囲を分けている図面を持って、実質的な管理者であるAさんを特定をしたところでございます。

また令和3年度につきましては、例規等の改正もございましたけれども、森の力再生事業とは少し異なりますが森林経営計画という制度がございます。

そちらの制度の中で、所有者Aさんと森林組合が経営の委託契約を締結されて、経営計画自体も市から認定を受けていたというところもございまして、その写しを持って、Aさんのみを権利者と確認してきたところでございます。

再発防止策といたしましては、2点、大きく分けてございます。

まず、ただいま説明をしました森林経営計画の認定書および委託契約書を持って、権利者の特定をしていた点でございますけれども、こちらにつきましては令和3年度のみ実施をしていましたが、令和3年度末にその運用を取りやめまして、改めて登記事項証明書、いわゆる登記簿による権利者の特定をすることと、改正をいたしました。

また2点目といたしまして、今年度の10月に、先行して関係連携を改正させていただいていますが、登記事項証明書による権利者の特定というところで、今一度徹底をすること。さらに、権利者と登記事項証明書に記載されている方が異なる場合、これまでは任意の様式の委任状を提出をしていただいて、委任内容を確認をしてまいりましたけれども、その委任内容に不備が生じる可能性もございますので、しっかりと委任状の様式を統一いたしまして、権利者の特定をしているところでございます。

委任状の様式につきましては、モニターに映させていただきます。

内容の理解、確認というところもでございますけれども、代表者を定める場合であったりとか、権限の移譲で、しっかりと項目、(1)から(5)まで項目をしっかりと明示しまして、委任の内容に漏れがないようにという形で進めていきます。

また権利者の方々には自筆による署名をいただいているところでございます。

続きまして(2)でございます。

権利者に対する整備内容の説明でございます。

資料は72ページです。

今回の問題点といたしましては、権利者は整備計画の具体的な内容を認識されておらず、整備手法について納得をされていないところでございます。

この事案が問題となるのは、しっかりと整備者と所有者の間で、十分合意できていなかったことでございます。

これに関しまして、再発防止策といたしまして、現在2点、実施をするもの、またこれから実施をしていくものを考えております。10月に先行して実施をしている再発防止策といたしましては、権利者の方が、整備者から整備内容等の説明を受け、また理解したことを示す

整備内容等確認書を新たに作成をいたしました。この書類によって、権利者と整備者の合意をしっかりと確認をしていくところでございます。

また先ほどから、いろいろと御指摘をいただいておりますけれども、事業の目的、あとどうやってやっていくのかというところを、しっかりとこれまで伝わっていなかった部分がありますので、こういったところをしっかりと、権利者の方にお伝えをして、理解をしていただくということが大変重要だと考えております。

その点をしっかりと進めていくために、現在令和5年度事業から実施するように、整備者の方が権利者の方に説明していただくための資料を、県の方で統一したものを作成しております。パンフレットを配布させていただいた資料の一番後ろ、A3の見開きで作っています。ただ、完成版ではなく、ご確認をいただいてこういったところを直した方がいいんじゃないかという御指摘がありましたら、反映をさせながら、令和5年度事業に向けて作成をしていきたいと考えていきます。

以上が事業全体として再発防止策をどうしたかというところの御説明となります。

続きまして資料52ページに戻っていただきまして、(4)その他という形で記載させていただいています。

これまでの説明は、所有者の方の意に反した伐採の事案発生を受けて、マ森の力再生事業全体としてどういう再発防止策をとってきたかというところを御説明させていただきました。

また、これからは所有者の意に反した伐採が行われた事案に関して、県がどう考えていたかというところを御説明をさせていただきます。先ほども御説明をしました問題点として考えている事務手続きの2点、1点目の権利者の特定につきましては、実質的な管理者の

みで事業を進めてよいとした当時の県の判断につきましては、丁寧さを欠いたものであったと考えているところでございます。

また、権利者に対する整備内容の説明につきましては、整備者と権利者の合意状況について、きめ細かく確認すべきであったと考えています。

2番の技術面につきましては、先ほど部会からお話をいただきましたけれども、県が提案した伐採手法については事業範囲内でありましたので、災害の発生には直接結びつかないものと考えています。

続きまして、資料が少し飛びますが、資料73ページをお願いいたします。

先ほど小南委員長から、部会の検討結果を御説明いただきました。その中に4点、県への提案をいただきましたので、その提案についてで対応案を御説明をさせていただきます。

1点目と2点目につきましては、少し対応がまとまっての御説明となります。

まず1点目の提案でございますけれども、伐採幅については事業目的を速やかに発揮させる観点から、現場条件等を判断の上、樹高の2倍以上の伐採もできるような柔軟な対応を可能とすること、また大きく伐採する場合は、防災面や獣害対策に配慮しながら進めることという提案をいただいております。

それにつきましては、樹高の2倍以上の幅、大きさを含めまして、大きく伐採することを検討する場合については、地形傾斜周辺に生育する広葉樹の状況であったりとか、獣害の状況これらに十分に配慮することが必要であると、県も認識をしております。整備計画書を作成する前に、一度、整備書の方には、県に相談をいただいて、しっかりと県も現地状況を確認した上で、その整備が適切であるのかどうなのかというのを確認して、整備計画書の作成について助言をしていきたいと考えております。

また3点目になりますけれども、比較的小さく伐採する場合、こちらについては追加伐採が必要となるということを踏まえて、整備計画書で整備の意図を明確に示すこと、そういう提案をいただいております。

先ほど委員長の方からもございました通り、小さく伐採をするとすぐに暗くなってしまうところもございます。

なので、対応といたしましては、将来の森林のイメージ、どういう針広混交林なり樹種の多様性のある森林なり、またどうしてこの整備をするのか、環境面に配慮した整備をしていくということをしかりと整備者の方、また権利者の方の理解を促しまして、小さく伐採をするのであれば、追加伐採が必要だということ、追加伐採しないと事業の目的が達成できないということは理解していただいて、整備計画書の方に、管理方針として記載していただくように指導してまいりたいと思います。

最後に4点目でございます。

これまで整備した森林のうち、針広混交林化が遅れている森林については、追加伐採を実施して、針広混交林に誘導していくことを検討することという御提案をいただいております。

これに関しましては、針広混交林化が遅れている森林につきましては、権利者の方に森の力再生事業の中では、事業の予算的などころもございますが、難しい部分もあります。

ただ、林業なり森林整備の事業というのは、森の力再生事業だけではございませんので他の森林整備事業も活用した追加伐採等を提案させていただいて、針広混交林への誘導を進めてまいりたいと思います。

以上が議事2の森の力再生事業の適正な運用の徹底のうち事務手続き、技術面の検討に関する御説明とさせていただきます。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。これまでの経緯、それから私の方から、主に技術面の部会の検討結果とそれを踏まえた上で森林計画課の方から今後の対応まで、ひとまとめにして説明いただきました。

ではただいまの一連の説明についてですね、御質問御意見等ありましたらお願いします。

(木村委員)

森の力再生事業のリーフレットをいただいて、私自身がこういった広告制作のデザイナーでもあるので、その観点から見たときに、イラストを使っていて、わかりやすくはあるんですけども、もう少し踏み込んだ部分をハッキリ伝えてあげないと、とても簡単な説明になってしまっているなという気がしています。例えば、中ページの整備方法のところ、今回の森の力再生事業での伐採が5 m以上となっただけではいるんですけども、先ほどからこの委員会でも言われてる通り、最低でも5 m、5 mだと少ないぐらいというニュアンスが、この5 m以上という言葉と図解だけでは、意識的なものとして伝わりづらいなという気がします。例えば、5 m以上となっているけれど、平均的には10 mぐらいとか、そういう現実に近い、イメージしやすいものであったり、今日の話にも出てきている、土壌浸食を防ぐために伐採した木を等高線上に置いたりしている事も、この図の中に加えて説明することで、土壌浸食も防げますよという、もう少し踏み込んだわかりやすいものに仕上げた方が、いい気がしています。

それと、その下に林業と間伐との差を出してはいるんですけども、林業があくまでも木材として販売することを目的としているのに対し、今回のこの事業の目的は違うという、はっきりとした一文がないと、どうしても持ち主としては、販売できるというか、財産として持っているものを伐られてしまうってなるとやっぱり意識がちょっと違うと思うんです。そこの最初の導入部分の目的をもうちょっと明確にしてあげて、今後10年間の適正な管理をしていかなければいけない中、10年間はこういう経過をしていくのが理想だということも示してあげることによって、もしかしたら今、せっかく切っただけではいるんですけども、成長してないかもしれない、もしかしたら一度事務局や森林の専門のところに確認し、追加伐採した方がいいかもしれないって思ってもらえるぐらいの何か説明というか、親切なアプローチをしてあげた方がいいのではないかなというふうに思いました。

で、最後のところにシカの防止策のことも書いてあるんですけども、もうシカの被害がこれだけ大きいっていうことが、問題になってきているので、その設置するための費用がかかるのか、かかる場合は負担してもらえるのか自分たちの負担なのかとかっていう、もう少し踏み込んだことを記載してあげた方がいいかなというふうに感じました。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。御理解してもらわなきゃいけない大切な点が、まだわかりにくいところが結構あるという御指摘であります。もう少しこのパンフレットで工夫する余地が大きいんじゃないかなという御指摘ですけどもいかがでしょうか。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

御指摘ありがとうございます。

伐採幅の件に関しては、再度検討をさせていただきたいと思います。

はい、もうちょっと踏み込んだ形で、今5 m以上という形にはなってるんですが、土壌浸食も含めて検討させていただきたいのと、森の力再生事業と通常の林業の目的というところなんですけれども、ここの下のところに、書いてはいたつもりではいたんですけども、伝わらないということがわかりましたので、もうちょっとダイレクトに伝わるような表現に変えていきたいと思います。

シカのところも、費用面については一番上のところに整備にかかる費用の話が書いてございますが、シカの対策についても補助の対象になるという部分を付け加えさせていただきたいなというふうに思います。

ありがとうございます。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。

今の目的の所、芽生えた広葉樹の成長は手法であり、目的ではないので、
こういう目的だから、芽生えた広葉樹の成長を予定します。

こういう目的だから、残した上層木が成長予定。

そういった目的に関しては、もう少し明確にしてほしいと私は思いました。

いかがでしょうか。

木村委員、何か追加でさらにありますか。

大丈夫ですか。

(木村委員)

はい。

(小南委員長)

どうぞ、お願いします。

(森林計画課小池課長)

パンフレットに関しまして御意見いただきましてありがとうございます。

こちらのパンフレットにつきましては、表面の一番右方にバージョンが書いてございます
けど、随時このような御意見をいただきながら、また実際に所有者の皆さんにあたりなが
ら、ブラッシュアップしていこうと考えてございます。

年度内の仕事として、ある程度完成させますが、来年度からしっかり運営をしていくため
に、随時こういうことをしっかりやっていきたいと思えます。

ありがとうございます。

(小南委員長)

ぜひよろしくお願いします。こういうものは、いろんな方にわかりやすいものでない
いけないので、委員の方々からいただく意見が非常に必要だと思いますので、よろしく
どうぞよろしくお願いします。

(豊田委員)

パンフレットの表紙に、荒廃森林を再生させるため森の力再生事業を行っています、と
いうことなのですが、私も荒廃森林について

評価委員になって初めて認識をしたというのが現状です。林業の専門の方はお分かりにな
ると思いますが、一般の県民だと森で緑なのが綺麗だという感じ。

荒廃森林、この森の力再生事業が必要な森林がどういう森林なのかという説明がここには
ない。

森が荒廃すると災害を起こしやすくなるという

説明もここに間接的にはありますが、それをどのように表現するかということは、とても
難しいと思えますけども、例えば静岡県には災害に繋がるような、荒廃した森林が、まだ
残されていますというような、そんな説明をどこかにそこを健全な森林という言い方が正
しいかどうかわかりませんが、そうじゃない森林に県民税を使って整備を行っています。

そのようなストーリーを

事業がどういうものであるかということはいくらかある程度わかりやすく書いてあっても、
皆さんがイメージできるストーリーを思い描くものということになると、これではちよっ
とどうかな、と思えます。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。パンフレットは大切だと思いますし、いろんな立場の方が集まり、いろんな視点があるかなと思うので、この際、まとめて御意見伺いたいと思います。このパンフレットに関してです。

(浅見委員)

パンフレットの中の、森の整備方法の整備前、整備後 50 年後という図なんですけど、これ技術部会するときにもこういうイラストが出てきて、これはちょっとあり得ない図でしょう。将来的にこうはいかないでしょ、次の木が大きくなるからというので。ここのそのイラストをしっかりとイメージして 10 年後にこのぐらい太ってこのぐらいの枝を広げるからこうなっていくんだと、やっぱり書かれる方が、県の方がしっかりと認識するためにもイラストはしっかりと書いてほしいという要望を出しました。その結果がこれなのかなと思うんですが、例えば整備前 5 m 以上で 5 m 幅で伐ったとして、整備後針葉樹が少し大きくなるとなると、この幅はおそらく 3 m ぐらいになるんです。

でも 50 年後見ると、その間に広葉樹が 2 本ほど大きいのが入ってるようですが、広葉樹が 2 本入るということは 20m 幅ぐらいあるでしょうという、ツッコミを入れたくなるんですね。

で、こうするためには 10 年後にこれぐらいの整理が必要でとか、いや、手入れしないためには、樹高の 2 倍近く伐採が必要なんだよということがわかる、自分なりにイメージをしっかりと頭に叩き込んだ上で、この資料を作成していただきたいなと思います。

それで事業者、権利者の方にはそれを見せていただきたいし、その中から抜粋して示すにしても、イメージ図で、机上の空論にはならないように、そういうイメージ図にしていきたいなと思います。

(小南委員長)

この針広混交林化のプロセスって非常に難しいところがあり、丁寧に説明するためにはもうちょっとスペースが必要なのかなという感じもしますけれど、そうですね、もうちょっと工夫が必要かなというのは私も思うところです。何かございますか。こういった点もちょっとわかりにくいとか、何でも結構です。

(倉田委員)

そもそもの話なんですけど、このパンフレットは、今までいただいていたパンフレットにプラスアルファになるものでしょうか。

(森林計画課森の力再生班長)

こちらのパンフレットとセットでお話をするものなので、先ほど豊田委員からお話のあった荒廃している森林というのは、既存のパンフレットで御説明をさせていただいて、具体的な整備内容については今回新たに作成したパンフレットの方で、整理者がこういう伐採をしますよというところを説明できればなというふうに思っています。

(小南委員長)

そうすると、表紙等で事業趣旨説明用と技術的な説明用というのがよくわかるようになっている方がよいと思います。

(森林計画課森の力再生班長)

そうですね。検討させていただきます。

(小南委員長)

ありがとうございました。

(浅井森林・林業局長)

元々作っていたパンフレットは、県民税を御負担いただく一般の県民の皆様方に、県民税をいただく理由を説明する目的で作っていたものがメインだったんです。

それを実際事業のときは、整備者さんが所有者さんのところにいったときに、こういう事業がありますよという説明に、結局その一般の県民向けのパンフレットを使って、説明してあったのが一般的なやり方だと思います。それでいろいろ御指摘があった、しっかり整備者の整備内容が、所有者さんに伝わってないんじゃないのかということ、今回、二つ目のパンフレットとして所有者さん向けに整備内容を具体的に説明するものを作ったということです。この一つ目と二つ目セットでの説明をしていきたいというふうに考えています。

(小南委員長)

はい、わかりました。他によろしいでしょうか。

あまりこのパンフレットのことばかりやるわけにいかないんですけども、よろしいですかね。先ほどから少し二つ三つ御意見もいただいておりますけども、特にパンフレットについて、2枚目の整備方法の図などに関するいろいろご意見いただきましたけども、まとめて事務局の方で考慮いただくということによろしいでしょうか。お願いします。

それでは議事2の森の力再生事業の適正な運用について説明した、他の点について何か御意見ありましたらお願いします。

(恒友委員長代理)

恒友です。

前回の評価委員会の際に、再発防止策の案を御説明いただいて、私個人としてはこの内容で良いと思いますが、運用面で実効性のある対応をして欲しいという話はさせていただきました。今回、経緯の細かい資料をいただきまして、これまでも経緯を聞いていましたが、このように細かい経緯を初めて拝見した。この資料を見てみると、森林組合もそうですし、農林事務所もそうですし、双方の対応にすごく違和感がある部分がある部分が多いですね。厳しい言葉を言えば、信義則に反するような行為をしているのではないかと、私個人的には思っています。

それが担当者個人なのか、組織なのかという問題はありますが、いずれにしても、先ほど県の方で今後の対応として「丁寧さを欠いている」とか、「細かく」という話、そういうワードがありました。この観点では、県だけではなくて、整備者や農林事務所も同じですが、もう一度事業に対する意識や姿勢を変えてもらう必要があるのではないかと思います。

パンフレットの話がありました。

また、再発防止策でいろいろ書類を変えるという話もありました。こういった対策は、どんなにいいものを用意しても、それを扱う担当者なり組織が、いい加減な対応すれば、結局また別の悪い事案が起こる可能性があります。

この類の話は、この件だけではなく、世間一般的に同じであると思いますが、根本的な話をすれば、どんなに再発防止策を講じて、それだけではなく行為者の意識や姿勢を常に向上させていく必要がある。また、担当が変わったときもうまく引継ぎがなされる体制にしなければいけない。つまり個人の意識の向上も、組織の管理体制も単純な作業ではなくて、大事な県民の税金を使ってるんだという意識をしっかりと持って、対応、行動していくということが必要だと思います。県として、特に今回重要だなと思ったのはその整備者の

管理体制とか、各個々人の意識の問題、共有の問題などいろいろあると思いますが、特に管理体制にはもう少しメスを入れてもいいのかと思います。

例えば人手の問題やいろんな業務錯綜もありますけど、整備者の体制を監査するとか、その監査の結果によっては整備者から外すとか、そういった対応があってもしかるべきではないのかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

（小池森林計画課長）

はい、森林計画課です。御意見いただきましてありがとうございます。整備者の管理体制、意識そういったところにも少しメスを入れて、例えば監査みたいな形で整備者たるかどうかというあたりをしっかりと見極めた方がいいというようなお話だったかと思います。森の力再生事業については、補助事業ということで実施しておりますので、まずはその補助金交付申請書の中身が、県の要綱要領に基づいてしっかりしたものになってるかどうか、こういったあたりが整備者としての適格性を判断する一つの基準になってるというふうに考えてございます。

ということで、事業を通じてのということであれば、そういった部分で整備者の適格性みたいなものをしっかりと判断しながらやっていく、事業ベースではそういったことになるのかなと考えてございます。

また整備者の一部を占めます、例えば森林組合であるとかそういった組織に対しましては、県あるいは政令市の方で監査をしていく権限がございますので、そういったものとしてしっかりとした事業の指導といいますか、組合の運営であるとか、そういったものの指導をやっていきたいというふうに考えてございます。

（恒友委員長代理）

ありがとうございます。

今、監査をしていただけるというお話がありましたが、その監査ですら、やり方によっては、形骸化するリスクもあるんですよ。その辺は、県の中でのチェック体制の確立といったことも必要でしょうし、今後、来年度以降の評価委員会でも、もし監査をやった場合には、その監査結果の報告も合わせて御報告いただくのが、我々評価委員会で評価する立場としては必要なのかなというふうに思いますのでよろしく御検討をお願いします。

（小南委員長）

今の御意見に対してどうでしょうか。来年度の委員会ではそういった監査結果も報告していただいたらどうかという御意見ですけども。

（小池森林計画課長）

今の監査結果の報告を委員会の方というお話ですけど、こういった形のものがこちらに報告できるのか、少し内部で検討させていただいて、宿題ということで受け取らせていただこうと思いますので、よろしくお願ひいたします。

（小南委員長）

はい、お願いします。あと、今御意見にありました、前半の方ですね。

県の担当される農林事務所の方々になりますかね。

現場の方も十分しっかり事業を理解して、こういったパンフレットの活用ですとかきちっと取り決めたことを実施するという、そういったことも十分現場の担当者の方も理解して進めるということも徹底していただきたいというお話もありました。こちらの方もそういった研修とかそういうのをやるのかどうかわからないですけども、そういった点もよろしくお願ひしたいと思います。

(浅井森林・林業局長)

森林・林業局長でございます。県の職員、自らの意識改革というようなお話かと思いません。

今回起こった事案について、私としても森林を所有される方がいらっしゃる中で、その方が、これまでずっと育ててきたものを私どもの事業の中で扱ってらるっていう中で、県の職員もそういった所有者さん達の思いであるとか、今まで取り組んでこられたことについて、どれくらい意識を持って、接していたのかなっていうことは私達自身としてもやっぱり振り返って見なければいけないことだなと思っております。

当然要領等のルールを改正しますし、パンフレットを作りましたということになりますが、なぜこのような改正をしたのかということ、職員1人1人が意識を持って、今後事業を進めていくにあたって、心持ちを高くするということがやっぱり我々としては、強くやっぱりこれやっていく必要があるというふうに感じていますのでそれをやっていきたいと思っております。

以上です。

(小南委員長)

はい、ぜひお願いしたいと思えます。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは他に御意見ありますでしょうか。

この件、結構時間をかけて議論していただいてまいりましたけども、今年度これが締めくくりということになります。お願いします。

(檜本委員)

これまでもこの事業の大元のところで、なかなかしっくりこないところがやっぱりあるわけなんですけども、今いただいている資料の59ページに、森林組合の部長さんが、「森の力の「列状間伐」なら整備した後も（経済林として）捨てたものではない」と、おっしゃられていて、これを聞いた所有者さんは、これまで通りの林業経営ができるというふうに理解すると思えます。ただ、先ほどのパンフレットにあるように、この事業でやろうとしてるところはそこじゃないんだということを、正しく理解してもらう必要があります。森林組合の方が、「この事業は、通常の林業の間伐と変わりませんよ。しかもたくさん補助してもらえてできますよ」というような説明で、これまでの事業が実施されているのだとすると、それは問題だと思えます。

森林組合の方が言われてるということですから、所有者の方に対して同様な説明を、この件に限らずされてたんだらうという気がします。整備者の方の倫理的な観点は非常に大事ななと考えていて、この事業の内容について所有者の方よりもよく知ってる整備者の方がそのような認識で、この事業を進めてることは非常に大きな問題だと思えます。

以前のニュースで、所有者の方が、「この事業自体が、林業事業体の体質改善のお金なんじゃないか」というふうな発言をされていましたが、整備者だけじゃないかもしれないけども、整備者の本事業に対する姿勢について、厳しく対応することも大事ななと思えます。この件の詳細から、やっぱりそのような運用もあったかなと想像できるというのが、私の意見です。

(小南委員長)

しっかりこの事業を理解した上で、県の職員の方ももちろんそれから事業者の方、関係する方々が事業の目的、それからその目的を達成するためにはこういう行動が必要だというのをしっかり適正に正しく理解した上で、事業を行っていただくという、ここまでの議

論でもある程度お答えいただいたことではありますが、今の御意見に関して特にさらに何か御回答されることはございますか。

(小池森林計画課長)

森林計画課です。御意見ありがとうございます。

この事案をとってみてもということで、他もそうではないかというような御意見だったと思います。

これまで整備者の皆さんが、森林所有者にあたるにあたっては、既存の森の力の県民向けのパンフレット、そういったものをベースにしたもの、それから事業者独自で説明の資料を作っていた事例もあるようです。

こういったものを持って、それぞれの事業者が所有者の方にあたられて、事業の募集をかけてるそんな形だったかと思います。

そこがやっぱり事業の目的という部分に少しぶれを生じさせている原因の一つであると私ども捉えておりました、今回再発防止策として、ちょっとまだ未完成でありますけど、こちらの所有者向けのパンフレットを作る方向で今調整しているところです。

事業の目的をしっかりと書いて、そのためにどんな整備が必要かということを示して、その1本線がぶれないように、そういったことをしっかりとやっていくということで、なおかつ、それが形骸化しないようにしっかりと運用していく、こういったところを県の方でしっかりとリードしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

あとどのようなことでも結構です。お願いします。

(倉田委員)

倉田です。

またこれもそもそもの話してるんですけども、いつもこの事業につきましては、視察及び報告は、ほぼほぼ全部事後報告です。

そして森林の施策の方も出来上がったものや、何か変わったものも最近になって知ったということで、今、事業として進んでるものも、金額や事業規模によって、中間で、我々この委員の方で視察するとか、私はもの作りというか地場産業でやってますので、そういう補助金をいただく場合は、それが数十万でも、中間検査や中間報告等も必ず入るんです。ですけど、これはもう事業の規模とか、金額も何千万という金額にもかかわらず、全て事後報告で、それは先日は私が指摘したように、労務費だとか、人工の会計も間違ってる。そういったこととかも、再発防止という意味で言えば、その辺やはり費用が本当に莫大な金額ですので、それが全て税金というところを踏まえますと、やはりその視察も、先般、この問題になった現場も、有志というか強制ではなかったんですけども、希望者だけに、今進めている事業についても、やはりそういった任意なのか、その中に入れるのかわかんないですけど、他の委員もおっしゃってたような実際にそれに携わる事業者に対する意識付けというか、気持ちを引き締めていただくとか、そういう点では、事後報告ではない部分についての評価とか、検査とかそういったものも、追加してもいいのかなというふうに思ってます。

(小南委員長)

はい、いかがでしょうか。

(渥美産業政策課長)

はい、産業政策課渥美です。

御意見ありがとうございます。

御指摘のところ真剣に検討させていただきます。

今コメントいただいたように、今年度は、定例のものに加えて1点、視察を入れさせていただいたんですけれども、そこで御覧いただいたのは非常に有効だったと感じておりますので、来年度に向けて少し検討させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

（小南委員長）

よろしいですか、検討するということですね。

（渥美産業政策課長）

はい。

（小南委員長）

他にございますでしょうか。お願いします。

（原田委員）

はい、原田です。1点質問させてください。72ページ目の一番下で先ほどから出ている、整備者の権利者に対する説明の点で、説明資料というのはこのパンフレットだけではないのでしょうか。他にもいろいろあるのでしょうか。

（森林計画課深江技監）

説明資料につきましては、先ほど少しお話をさせていただきましたけども、事業概要を県民向けのパンフレットが一つと、今回作っている最中のパンフレット。これが全県で統一をしたものです。

で、整備者の方々によっては例えばうちは今までこういう事業をやってきましたよっていうような独自のものを持たれている部分、写真なんかを持って説明にまわられている方々もいらっしゃいますので、もちろんそれを制限するものではなく、そういった付属するものがございましたら、一緒に説明をしていってもらうものと思います。

（原田委員）

いや、要は統一したものというのは、この県民向けのパンフレット、この整備者向けのパンフレット以外にも何かあるのでしょうか。

（浅井森林・林業局長）

御質問は、統一したものはこれ以外にあるかということで、個別のものではなくてということですか。

（原田委員）

そうです。

（森林計画課深江技監）

はい。統一したものは、従前のいわゆる県民の方々に対して説明するパンフレットと権利者の方へ向けたパンフレット、整備をする方が、権利を持たれてる方に説明するためのパンフレットになります。

(原田委員)

この事案の流れを見ているとやはり肝になるのがその整備者の権利者に対する説明のところが一番肝になってくるかなというところで、さっき言ったこのパンフレットと県民向けのパンフレットだけまだ本当にちゃんと理解されるか若干不安なところがあったので、個別のものも当然加わるとは思うのですけれども、やはりちょっとこれでパンフレット作りました、

ちゃんと説明しといてだけだと、またこんなことが起こってくるかなと思いますので、後からしっかりとわかりやすく、後から説明受けたよと、そんな説明聞いてないよとならないようなものを、せっかく作るのであれば、そうしていただけるようお願いしたいなと思いました。

以上です。

(小池森林計画課長)

はい、ありがとうございます。

個別の事案に関しましては、このパンフレットだけでは当然説明しきれませんので事業の補助金交付申請書に添付いたします整備計画書、こちらの方で詳しくは説明させていただきます。

それから事業の趣旨がしっかり御理解いただいたかというあたりは、この辺の確認欄を設けてありまして、この辺で整備者、所有者の方にちゃんと伝わったのかなってあたりを、整備者権利者双方で確認し合うというような仕組みを明文化しておりますので、こういった形で対応していこうかと考えてございます。

(小南委員長)

よろしいでしょうか。

(原田委員)

はい。

(小南委員長)

それではいかがでしょうか。

お願いします。

(井上委員)

73 ページの技術面に関するところで教えていただきたいんですけれども、2の表の一番下の目的を達成していない場合の追加伐採の必要性があるかというふうに感じるんですけれども、この際に権利者の方、所有者の方に対して他の森林整備事業を活用して、追加伐採を提案していくという形なんですよね。

所有者が他の森林整備事業を活用しようとしたときに、お金をかけずにできる事業が他にもあるのかどうか教えていただきたいです。

(森林計画課深江技監)

所有者の費用がかからない伐採につきましては、県が所管する部分については、森の力再生事業以外にはございません。

(井上委員)

そのときに、所有者は目的が達成できないまま、この森の力の再生も途中で終わってしまうような感じがしまして、なかなか経済林じゃないところにお金を払ってまで追加の事

業をするかなと思っておりまして、このあたりなかなか難しいのかもしれないんですけども、可能性のあるところにつきましては追加の事業も検討してもいいのかなって、資料見させていただいて感じました。

(森林計画課深江技監)

ありがとうございます。

現在、実施をしています森の力再生事業につきましては、第2期の10年計画ということで、平成28年度から始まってございます。

税を皆様に御負担いただくにあたりまして、県といたしましては初期整備に係る経費として12,000haの1回目の森の力再生事業を実施する経費として、税額の方を算出をして、お1人400円御負担をいただきたいというところを定めました。

井上委員からも言われた通り、その追加伐採をやるといったときに、所有者負担があってもやってもらえるのかというところは、課題としては認識しております。

これからの森林(もり)づくり県民税というところはまだ何も決まってる話ではございませんので、何もお話できるものではございませんけれども、県の中の大きな課題として認識をして、どういうことがあるのかというところを検討させていただきたいと思います。

(井上委員)

わかりました。せっかく取り組んでいただいた事業なものですから、効果のあるようにしてもらえればと思います。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(小南委員長)

それでは、今後の対応については、御報告いただいている資料にあるような取り組みを基本としながらも、今日はかなりたくさん貴重な御意見いただいたと思いますので、今日いただいた御意見も加えて、しっかり御検討いただいて、残り3年ということでありましてけれどもモニタリングはその後続くわけですので、そういったところをしっかりとやっていただける運用、仕組みといいますか体制を、より強固なものにしていただきたいと思いますというふうにお願いしたいと思います。

それでは、もう少し議論したら休憩とさせていただきますので、続いて議事の2のその他の報告事項について事務局より説明をお願いします。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

はい、鈴木です。資料の75ページになります。

資料3 森の力再生事業の補助金の過払いになります。

こちらを御覧ください。

令和2年度森の力再生事業において、整備者の元現場作業員から「補助金の過払いがある」と県に情報提供があり、再調査の結果、人工数の転記ミスによる過払いが明らかとなったので、整備者から県に過払い分の補助金を返還させました。

実績報告書は、現場作業員が出勤状況を記入した作業ノートを基に作成しています。事務員の方が作業ノートから集計表にまとめる際に、転記ミスにより人工数に相違があり、2,888千円が過払いとなっていました。

当該地の整備は完了しており、整備内容は問題ありませんでした。

また、整備者に同様の事案がないか書類が保管されている令和元年度まで遡って確認したところ、問題は認められませんでした。

平成 30 年度以前は、証拠書類が不十分だったため、確認できませんでした。

ただ現場については、農林事務所が確認をしております。

令和 5 年の 1 月 24 日付けで県から整備者に補助金の返還を命じておりまして、2 月 1 日にその全額が返還されました。この事案を受けまして、県は再発防止策を検討し、実施要領の方を改正をします。

まず実績報告書についてですが、人工数等の算出基礎がわかる証拠書類の添付は、現在任意となっております。確認したところ、ほとんどの農林事務所で添付され、人工数の確認が行われておりましたが、添付は義務化されておられませんので、義務化をさせていただきます。

あと実績確認時に添付された証拠書類と、整備者が保管している給料の支払い台帳等を抽出して、照合していきたいと思えます。

また全ての整備者に対して補助金の交付に係る関係書類および証拠書類について、協定期間中は保存することを改めて指示していきます。

以上で、資料 3、森の力再生事業の補助金の過払いについて報告させていただきました。

(小南委員長)

ありがとうございました。

いかがでしょうか。何か御意見御質問等ありましたらどうぞ。

(豊田委員)

そうですね。この点につきまして、二つほど確認したいことがあります。一つは、元となった算出データは、作業員が手書きされた作業ノートということになりますね。

疑うわけじゃないんですけども、その転記ミス、今回はミスであったということなんです、それは分かってよかったなっていう、そういう問題になってしまう。

ですから、何かその労務管理的なもので、何か方法というのを考えた方がいいのではないかなというふうに思えます。

データとしてわかるような、何らかの方法を導入していくというような形も一つ考えられるのではないかと思います。

私達は評価委員として、森の力再生事業の事務について、もちろん適正な整備が行われているとか、専門的な見地からどうだったかということがあるんですけど、もう一つには、先ほど倉田委員もおっしゃってましたが、大切な県民税が適切に使われているかということも、審議していくという意味はあると思うんです。

その中で、このこととは少し違う事例なんですけど、長年やっておりまして、いつもわからないなと思う点があるんですけども、この整備が終わったところの報告書って何十ページもあるんですけど、資料の 35 ページ、令和元年度に整備して経過観察となった No. 15 のところです。

そこの整備の報告が載っております。

同じく令和元年度で経過観察になっていたところの報告、こちらは 28 ページ、No136 浜松市天竜区水窪町、先ほど少し話題に出たところだと思うんですけども、県の内容の報告を見ますと、スギヒノキその他広葉樹あるいはスギヒノキの林ということなんですけども、整備内容をいろいろ拝見する中で、私がいつも思うのは、この補助単価がいつも違うという点です。

素人目から見ますと、同じスギヒノキの整備なんですけど No15 の賀茂郡の方が 259 万円かかっていて、もう一つの方は 82 万円で、どうしてこの補助単価の差が出るのかなと思っているところなんですけども、この資料からはどこでこのお金のかかり方が違うっていうのは読み取れないです。

どの事例もそうなんですけども、見積もりに当たるような部分があって、補助金額が算

出されていると思うんですけれども、その計画と実行している
実行作業と差がない、もちろん差がないというのはすごくいいことなんですけど、それだけ
計画的に補助金を渡してあげているという、ことなんだと思うんですけれども、ちょっと
計算してみますと数十万多いくらいで終わっていることが多いです。このことから、申し
上げたいことは何かというと、私達が審査する一つの代表地として、例えばこの事例に対
してなぜそれだけの単価の差が生じているのかっていう理由がどこかに一つあると良いな
ということですよ。

この事業はこういう理由により費用がかかりました、というように
私でもわかるような状態になるとありがたいし、いろいろ審査しやすいなと思います。一
つ一つ見ますと、竹林とスギヒノキ林ではお金のかかり方が違うんだらうなというのはな
んとなく分かりますし、作業路にしても、長いところは4,000m 作る場所があれば全然作
らなくて良いという所もあるということも絡むのかなと憶測しながら読むんですが、
少しわかりやすい記載があったらいいんじゃないかなと感じました。
先ほど監査というお話もございましたけども、よりわかりやすくなるのではないかな、
と思いました。

(小南委員長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(森林計画課)

先ほどの質問で、今回この詳細資料の方なんですけど。

(豊田委員)

この各事業は、一つの例ですから、それについてお金のかかり方がどうだったかという
ことではなく、私が申し上げたいのは、お金のかかり方、使い方に関して、あまり今まで
説明がなかったと思うので、そういう角度での、何か御説明なり報告なりがあったらいい
なということですよ。分かりにくくてすみません。

(小南委員長)

一つ一つの資料に、何かもう一つ、例えば、平均的な値よりはすごく多くかかっているよ
うな項目があるようなところでは、なぜ多くかかっているかわかりやすくワンポイントで説
明するような欄を設けていただけると、我々も評価しやすいというそういうことでよろし
いですね。

(豊田委員)

補助金がいかに適正に使われているか分かるように。

(小南委員長)

そうですね。

特に他よりも何か、ある特定の項目が多くかかっているようなケースに関しては個別に、そ
れは何だったのかをワンポイント的に説明してほしいという、そういう欄を設けていただ
きたいというお話なんですけどいかがでしょうか。

(渥美産業政策課長)

では、評価に関わりますので、産業政策課からお答えいたします。御指摘ありがとう
ございます。そういう形で少し整理を進めていきたいと思っております。
またA3の資料の方も、植被率中心で記載しているんですけど、相互の比較という意味で

は、A3の表を活用しながら御覧いただけるような工夫をしていきたいと思えます。
ありがとうございます。

(小南委員長)

今のような回答でよろしいでしょうか。
他に御意見ありますでしょうか、どうぞお願いします。

(木村委員)

今回、この元現場作業員の方からの情報提供があって発覚という、いわゆる内部告発的な感じだと思うんですけども、単純に全然状況を知らない第三者からすると、言い方悪いですけど、常習犯というか、今まで同じような事を繰り返していたのを知っているからその会社を辞められた方がその会社はこういうことがあったよって、いう流れなんじゃないかなって勝手にイメージしてしまうんですけども、ここで書類が、令和元年度までしか確認できなくて、平成30年度以前は不十分だったためっていう、記載があるんですけど、この補助金で税金を使ってやってる、これらの関係の書類というのは、この一番最後に書いてある協定期間の末日っていうのが、今までがどういう、保管期間だったのかなど教えていただきたい。

(小南委員長)

お願いします。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

はい、御質問ありがとうございます。
協定期間中、協定が終わる年度までは関係書類を残しておくようにということになっております。

(木村委員)

10年間。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

そうですね。はい。

(木村委員)

それをやっていないから、ここは残ってなかったから、しょうがないからわかりません。それOKにしてしまうのって、関係書類を残すっていうのが必須条件だと思うんですけど、それがわからないから、その詳細はわかりませんでした、で終わっていいのかなとすごく疑問に思います。税金を使ってるので。

それを改めて指示しますで、何か腑に落ちないというか、そしたら他のちゃんとしてるところは、それと同じにされてしまうのも、何かおかしいなという気がします。

(小南委員長)

いかがでしょうか。

(木村委員)

補助事業が始まってもう10数年も経ってると思うんですけど、この会社はどのくらいこれに関わってやられてたかっていうのは、資料があるんでしょうか。

(東部農林事務所)

東部農林事務所です。

30年度以前という話でございますと、この会社は、平成24年度から30年度まで実施しております。その中で、証拠書類が不十分とていうのは、作業ノートが不十分だったため、転記ミスが起こったということなんですけども、その作業ノートというのが処分という形で確認できなかったということになります。

(木村委員)

「その作業ノート」がすごい重要なものであればあるからこそ、それがないから確認できずで終了という、なんだかなという感じがしてしまいます。この委員会が全て事後報告だったり、リアルなものではないので、後から結果をみてって、やっぱり時差が出てくるじゃないですか。

だからこそ、余計にそこの部分は徹底していただきたいなと思います。

(浅井森林・林業局長)

はい、御意見ありがとうございます。確かにおっしゃる通りです。先ほどの再発防止策の中で証拠書類の添付を今後は義務付けるよう制度改正をするというお話をさせていただきましたので、今後そういった証拠書類も含めて保存期間10年という中で、パッケージで保管していただく。今後我々が何らかの形で、そういったことを調べる必要が生じたときは、そのパッケージの中でその証拠書類も含めて確認できるように今後していきたいというふうに思います。

(小南委員長)

先ほど豊田委員の御意見にもありましたけど、もうちょっと合理的にしっかりチェックできる仕組みが必要じゃないかという御意見もありましたので、それもあわせて、もちろん今後こういうことが起こらないというのはもちろんのことですのでしっかりチェックできる体制、仕組みをよりしっかり作っていただきたいなと思います。他に御意見ございますでしょうか。

お願いします。

(倉田委員)

倉田です。先ほど豊田委員の方から、費用の負担がだいぶ違うという話が出ましたけど、我々の業界ですと物価本というのがありまして、三寸角のスギが1本何mいくらという、虎の巻のようなものがあり、県の入札制度や見積もりもそういったものに照らし合わせて、基準を決めてやってると思うんですけど、以前、今のお話で私も質問したときがあって、すごい急峻なところで作業が非常にしにくいとこだと単価が上がるとか、そういうお話があったんですけど、あまりにもざっくりしたような基準ということで、先ほどちょっと私が申し上げたように、例えばデータベースで入力していくと、その単価だと何か特別高い場合はちょっと入力できないとか弾かれるみたいな、手作業でやるからこういう話になるんであって、やはりちょっとその辺も、ある程度物価本的な標準値というか、そういったものも踏まえた上で、例えば傾斜が何度以上であるとか、伐る木の樹齢が何年くらいだと直径がどのくらいだとか、大体わかると思うんですけど。その費用。

やはり山を管理する林業の部分で言ったら、多分そういう相場みたいなものもありまして、そういったものが、この申請がもうあまりにも言い値的なことになってしまってるところが今回みたいなことが出るんじゃないかな。

例えば、我々で言いますと床面積10㎡張るのに1人工でできるのか2人工かかるのかとか、もう標準でわかってるものですから、林業の場合もやはりそういう物価本的な大体の相場

みたいなものが、多分出てると思いますので、その辺ちょっと含めて、やはりそういった代表みたいなものっていうのはしっかり持った上でチェックするべきかなと思います。

(森林計画課深江技監)

すみません。単価に関しましてですけど、ちょっとデータを準備させていただいてもよろしいでしょうか。

(小南委員長)

ちょっと時間押しますので、手短にお願いしますね。

(森林計画課深江技監)

単価の算出に当たりましては、他の事業等も含めてですが、木を1本伐るのでいくらぐらいかかるのかというところを細かく算出して、それを逆に区分をしている形です。

(浅井森林・林業局長)

誰がやっても同じ条件であれば同じ単価を計上する仕組みになっております。表になっておまして、傾斜区分が35度以上のところや傾斜区分が20度から35度の中でもわかれおり、傾斜区分は4区分にわかれておまして、さらにそこに立っている木の太さが3区分ぐらいにわかれております。

その3タイプと4タイプで全部で12タイプ、木1本を伐る単価は、12タイプに分れております。

そのような形で、整備者の方は現場の地形条件であるとか、木の太さ大きさによって、県で定められた単価を上限に計上してくるという形になっておりますので、整備者の方で恣意的に単価を吊り上げるようなことが、原則できないような仕組みにはなってございます。以上です。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。

いくつか御指摘いただきましたけども、皆さん指摘されてる内容、やっていただきたいことは皆同じだと思いますので、単価についてもしっかりできてるところですけども、実際それがしっかり実施されてるというところも、我々にわかるように、今年度最後の委員会ですけども、また来年度に向けて、例えばいくつかの事例についてこういう計算をしてこういう値になった、別のケースで同じようなことをやるとこうなった。

結局そういう、事業者さんの何かそういう水増しみみたいなことで何か恣意的にその値段を操作する費用、予算をとることは、こういう計算をやってるから出来ないんだというような、そういった資料を作って説明いただきたいというふうに思いますけどもよろしいでしょうか。

はい、ということで時間が押してますのでどうしてもという御意見ありましたら、もう一つ付けますがよろしいでしょうか。

またこれは県の皆さんに宿題ということでよろしくお願いいたします。

はい、それでは長時間に渡ってますので、5分ほどですけども、16時から再開しますので、少しだけ息抜きしていただきたいと思います。

では16時から再開いたします。

(休憩)

(小南委員長)

では再開いたします。

それでは次に、議事3 検証・評価結果及び提言（案）の検討について事務局より説明をお願いします。

（産業政策課大石主任）

はい。資料4、76ページになります。

まず1 検証・評価結果です。

本日、委員の皆様からいろいろな御意見をいただいておりますし、最終的には評価委員の皆様で提言をまとめていただくこととなりますが、説明させていただきます。

（1）は新規の事業実施状況となります。

こちらの対象は、令和3年度に森の力再生事業を実施した144箇所、面積にして937haとなります。

こちらにつきまして、第2回評価委員会及び現地調査にて、31箇所を抽出して、詳細に検証していただきました結果、本日御意見や御指摘等あるんですけれども、全体としては、事業目的にかなう効果が期待できると評価しております。

続きまして（2）は、整備が終わった3年後の回復状況等になります。

こちらの対象は、令和元年度に事業を実施した145箇所、1,164ha、及び平成30年度以前に事業を実施した箇所のうち、経過を調査した4箇所5.8haとなります。

こちらにつきましては、先ほど検証いただきまして、土壌浸食やシカ害対策などの話もございましたけれども、令和元年度分は96.6%の箇所で、下層植生が順調に回復しており、平成30年度以前の分につきましては、対象箇所4箇所いずれも下層植生が順調に回復していることを御確認いただきましたことから、計画通りの効果が期待できると評価させていただきます。

（3）につきましては、事業の適正な運用の徹底についてになります。

こちらの対象は、令和3年度事業において、所有者の意に反した伐採が行われた事案と、令和2年度事業において補助金の過払いがあった事案となります。

こちらにつきましては、評価委員会で報告した県の再発防止策について御確認いただいたことから、県の再発防止策は妥当と判断しております。

続きまして、2の来年度の事業の実施に向けての提言となります。

こちらは全部で四つございます。

順に御説明いたします。

まず（1）についてです。

こちらにつきましては、第2回委員会において、事業目的に合った整備が実行されることは良いことなので、引き続き推進するようとの御意見をいただきました。

また、危機管理の面から、地元などとの連携により、森の力再生事業の相乗効果があれば非常に良いとの御意見をいただいたことを踏まえまして、昨年度と同様の事業の効果が最大限発揮されるよう、他の関連政策、市町との連携や民間との協働を進めてください。

として提言案といたしました。

次に（2）についてです。

こちらにつきましては、第1回委員会にて、事故ゼロが望ましく、引き続き安全確保の指導を徹底する必要があること、風倒木処理など平時と異なる作業時には、重大な災害が発生する可能性があるため、特に安全指導が必要であるとの御意見をいただいたことを踏まえまして、事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、（3）についてです。こちらにつきましては、第2回委員会において、環境教育の結果はなかなか見えにくいですが、効果はあると思うので、ぜひ引き続きお願いしたいとの御意見をいただいたことを踏まえまして、納税の理解が一層促進されるよう、事業の効果を

わかりやすく情報発信するとともに、将来を担う子供や若者に情報が伝わるよう、小学生向けの副教材やソーシャルメディアの活用等の多様な情報発信の方法を検討してください。として提言案といたしました。

最後に（４）についてです。こちらにつきましては、令和３年度事業において、所有者の意に反した伐採が行われた事案や、令和２年度事業において補助金の過払いがあった事案の問題点に対し、権利者の特定や整備内容の説明方法、証拠書類の確認について、関係例規等を改正し、運用の徹底を図る再発防止策が妥当であるとの判断をいただいたこと、再発防止策の実効性を高めることが重要であり、職員の意識付けなども必要であるという御意見をいただいたことも踏まえまして、事業の適正な運用を図るため、権利者や整備者の理解を深め、再発防止策を徹底してください。

として提言案といたしました。

なお、参考に平成２８年度から令和４年度までの提言についてまとめてございますので、参考にいただければと思います。

以上で検証・評価結果及び提言案の説明を終わります。

（小南委員長）

はい。ありがとうございました。

今、御説明いただいたのが案でございますので、この検証・評価結果及び提言というのは我々が行うものでございますので、修正すべき点は、この場で修正して、最終的な評価提言になりますので、よろしく御指導をお願いします。それでは、順番にいきまして、ただいま説明してくれました資料４です。

資料４の検証・評価結果及び提言（案）の構成に沿って、文言も御検討いただいて、評価・提言を作成したいと思います。

まず１の新規の事業実施状況です。

この結果では、事業目的にかなう効果がきたいできるとの評価でまとめられていますが、今日、いろいろ御意見いただいたところなんですけど、内容、書きぶりなどいかがでしょうか。

（井上委員）

はい。

私としては先ほど先生たちにお話いただいたとおり、課題はあるのかなというふうに思いますが、この部分につきましてはこういう標記でいいのではないかと思います。ただ、御指摘された点について、最後の２の来年度事業実施に向けての提言に先ほどの植生関係の内容を入れていただく形がよいのかなと思います。

（小南委員長）

わかりました。

ここの部分は、今日いろいろ御指摘いただいた部分は最後の提言に反映すればよいのではないかと御意見ですけども、いかがでしょうか。

（恒友委員）

本当に正確なことを言えば、この結果のところ、いずれも適正に執行されていたかというところは、これまでの議論からすると、本当にそうなのかというふうに私は思います。

ですので、いずれもではなく、おおむね適正にとか、そういった表現の方がいいんじゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。

（小南委員長）

「いずれも適正に執行されており」のところを「概ね適正に執行されており」でどうかということですが、いかがでしょうか。

ここは、(1) イの結果のところ、

「いずれも適正に執行されており」を「概ね適正に執行されており」に修正するということで、よろしいですね。

(一同同意)

(小南委員長)

他に、この(1)に関して、具体のところは提言に盛り込むということによろしいですね。

では、続いて(2)整備が終わった森林の回復状況等です。これも特に(2)イの結果について、今日いろいろ御指摘いただいたところですが、いかがでしょうか。

(檜本委員)

ここも「概ね計画どおり」

(豊田委員)

ほぼ、「ほぼ計画どおり」

(小南委員長)

「ほぼ」、これはどこにつけますか。「結果、計画どおりの効果は、ほぼ期待できる」

(豊田委員)

「ほぼ計画どおり」

(小南委員長)

今いただいた御意見は、イの結果のところの後半部分ですね。「検証した結果、「ほぼ」計画どおりの効果が期待できる事業であると判断します。」ということによろしいでしょうか。ここにたくさん書くこともできないものですから、よろしいですか。

では、繰り返しますが、(2)イの結果の中ほど以降の表現は、「回復状況等について検証した結果、ほぼ計画どおりの効果が期待できる事業であると判断します。」

という表現にしたいと思います。

はい、次は(3)事業の適正な運用の徹底ということで、今回時間を使って御議論いただいた件もありましたということでこのような案になりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

この文案ですけれども。

(檜本委員)

結果については、「判断します。」までですか。

「また、技術面では、」というのはここに書くのが適当なのかどうか。

上とは並ばないような気がするんですが。

何々してくださいというのは、書き方としては提言のようになっています。

(小南委員長)

ここは、評価した結果ですので、徹底する必要があるとか、そんな感じになりますかね。ここは我々の評価ですので、「地形、傾斜、周辺に生育する広葉樹、獣害等に配慮した伐採を徹底する必要がある。」

でしょうか。

確認ですが、(3)イの結果の最後の文章で、「また、技術面では、現行の基準を遵守し、地形、傾斜、周辺に生育する広葉樹、獣害等に配慮した伐採を徹底する必要がある。」評価結果の報告ですので、こういう表現がいいのではないのでしょうか。他にございますでしょうか。

(原田委員)

「また、技術面では」とするのであれば、それは前の事案の問題で、おそらく事務手続きの面とか手続き面の話になるかと思しますので、手続き面についてはこう判断します、また、技術面では、ということにするとちょっと分かりやすいと思います。

(小南委員長)

ここはちょっと事務局の方で、「手続き面では」という表現でいいですかね。

(産業政策課大石主任)

事務手続きと技術面という表現で説明されていますので、その表現で分かると思います。

(小南委員長)

では、「手続き面では、」でいいですね。

今のは、後半が技術面ではとなっているので、それに対応させる形で前半のところは、手続き面では、事案の問題点に対し、

(原田委員)

権利者の特定の前で、「事案の問題点に対し、手続き面では、」ですね。

(小南委員長)

すみません、ここに入れるんですね。

はい、失礼しました。「事案の問題点に対し、手続き面では、権利者の特定や…は妥当と判断します。」というところですね。

他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

これも大切なんですけど、一番最後の来年度の事業の実施に向けての提言ということで、4つの論点に整理されていますので、これは一つ一つ順に御意見をいただきたいと思います。以下の事項に配慮して事業を執行されるよう提言いたします。ということで、まず(1)ですが、事業の効果が最大限に発揮されるよう他の関連施設町との連携や民間との協働を進めてくださいというところですけども、これはどうでしょう。

1番目の提言ですが、よろしいでしょうか。

(檜本委員)

先ほど一番最初に話していたかもしれませんが、回復状況等そういったものを、より厳正に評価していくみたいな話は、ここに追加してもいいかなと。

事業効果の目的としては、針広混交林化されていくようにということが、効果を最大限に発揮するんだというふうに考えると、モニタリングを厳正に、というか何と云うのがいいかわかりませんが。

(小南委員長)

それは新しく作った方がいいんじゃないかなと思うんですけども。ここはずっと長らく続いている1番目の提言で、いろんなところと連携してやってくださいという話で、大きな参考の表を見ても、本当にずっと続いている。いろんなことをちゃんと連携してやりましょうというそういう趣旨のもので、今言ったことは新しく作った方がいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

(小南委員長)

提言数は4でなければならないと言うことはなく、5つでも良いので。

今回その面についての御指摘いろいろいただいたので、ここに無理やり入れるのはちょっと難しいかなと思います。

事業の効果が最大限に発揮されるようにというところは効果の評価・検証もちゃんとしろという流れで、流れとしてはいいんですけども、評価の仕方をより、適正に高度化するように努めてください。

そんな感じですかね。

それでは新たに1項目設けるということではいかがですかね。ここで長々と言うより、(2)としてやった方がわかりやすいと思います。

(1)はとりあえずこのままにさせていただいて、(2)としてこのあとに入れるのがいいと思うんです。(2)も事業の効果ですかね。

こういうのは得意な方にやってもらった方がいいと思うんですけど、事業の効果について、適正な評価と…。

ちょっと本当に皆さんに直していただきたいですけども、新たに(2)として、事業の効果について適正な評価とその高度化に努めてください、というような、感じ。

もう一度繰り返します。「事業の効果について、適正な評価と、その高度化に努めてください。」なんですが、よろしいですか。

もう1回言いますと、「事業の効果について、適正な評価とその高度化に努めてください。」意味通じますか、よろしいですか。

(恒友委員長代理)

データベースについて、データベースの利活用の検討を進めてくださいなど、先ほど倉田委員から適正な評価を、とありましたので。

(小南委員長)

今御提案いただいたものを加えると、「事業の効果について、適正な評価と、その高度化及びデータベースの利活用に努めてください。」

という感じですけども。

いかがですかね。

はい、よろしいですね。

(2)は新設しまして、事業の効果について、「適正な評価と、その高度化及びデータベースの利活用に努めてください。」です。

事務局の方、記録よろしいですかね。

(産業政策課大石主任)

はい。

(小南委員長)

今のが新設の(2)になりますので、番号は(3)になって、事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでくださいということで、これも引き続きということですけども、いかがですか。

よろしいでしょうか。

はいじゃあ次はまた番号が一つずれまして(4)になりまして、今回のことにも関連しますが、納税の理解が一層促進されるよう、事業の効果をわかりやすく情報発信するとともに、将来を担う子供や若者に情報が伝わるよう小学生向けの教育教材やソーシャルメディアの活用等の多様な情報発信の方法を検討してください。という広報関係の話ですが、これはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

よろしいですかね。

最後、(5)になります。事業の適正な運用を図るため、権利者や整備者の理解を深め、再発防止策を徹底してください。

これは今回、議論していただいたことに深く関わる提言になりますけども、提言としては少しシンプルな感じですけど、

いかがでしょうか。

もう少し変えた方がいいなど何か御意見ありましたらお願いします。

よろしいですかね。

来年度の事業の実施に向けての提言、ありがとうございました。御意見助かりました。まとめていただいた通り、もう1回念のために読み上げます。

(1) 事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください。

これは案どおりです。

(2) は事業の効果について、適正な評価と、その高度化及びデータベースの利活用に努めてください。

(3) として、事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでください。

(4) は、納税への理解が一層促進されるよう、事業の効果をわかりやすく情報発信するとともに、将来を担う子どもや若者に情報が伝わるよう小学生向けの副教材やソーシャルメディアの活用等の多様な情報発信の方法を検討してください。

これは原案どおりということですよ。

(5) として、事業の適正な運用を図るため、権利者や整備者の理解を深め、再発防止策を徹底してください。

これも原案のどおということよ、1つ増えまして、(1)から(5)を私達として提言することよ、よろしいでしょうか。

(一同同意)

はい、ありがとうございました。

皆さんから、検証・評価結果及び提言について御意見いただきましたので、今確認しましたとおり、評価結果の報告、提言を行いたいと思います。

また、細かな字句の訂正などがあるかもしれませんが、そういった御意見の反映、より正確にするため等の訂正は事務局の方で対応いただきまして、内容は変えませんがそういった細かな表現等の修正については私、委員長に御一任にいただきたいと思ひます。皆さんよろしいでしょうか。

(一同同意)

(小南委員長)

ありがとうございます。

本日取りまとめた検証・評価結果の提言については3月20日の13時から、私と恒友委員長代理が経済産業部長に報告しますので、御承知おきくださるようお願いいたします。

本日の議事はこれで終了となりました。委員の皆さんには長時間に渡って議事の進行、あるいは提言の取りまとめに御協力いただき本当にありがとうございました。

議事の進行を事務局にお返しいたします。

(渥美産業政策課長)

皆様、長時間にわたる御審議大変ありがとうございました。

終わりに、農林水産担当部長の櫻井より御挨拶を申し上げます。

(櫻井農林水産担当部長)

改めまして、農林水産担当部長の櫻井でございます。

本日は長時間にわたりまして御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、それぞれ専門的な立場お立場から、今日は事業の執行状況あるいは効果につきまして、詳細に検証いただきまして、概ね事業目的にかなう効果が期待できる。

との評価をいただくことができましたけれども、やはりモニタリングの手法、精度の向上であるとか、あるいはデジタル化、あるいはシカの獣害対策、こういったところもしっかりというような御意見いただきましたのでこちらにつきましては、具体的な検討をしっかりと進めてまいりたいと考えております。また市町や民間との連携強化であるとか、あるいは技術力の向上や作業安全の確保、そして将来を担う子ども向けの広報、こういったところをしっかりとといった改善点につきましても、貴重な御意見、賜りましてありがとうございました。

さらに事業の適正執行に向けた県の再発防止策、これにつきましては、妥当であるとの御意見いただきましたけれども、やはり、こういった対策を作るだけではなくて、しっかりと実行に移すことが重要だよと、

いうところの御意見いただきましたので、これにつきましては、職員の資質向上、あるいは意識の徹底、これを図りながら、とにかく職員が一丸となって、実効性を高めるように、そして全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、この1年間の委員の皆様のお尽力に対しまして心から感謝を申し上げますとともに、今後とも県として事業効果の早期発現に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きのお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(渥美産業政策課長)

それではこれもちまして、令和4年度第3回静岡県森の力再生事業評価委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。